



# 長野県報

3月31日(月)

平成20年

(2008年)

号外

## 目次

### 公 告

包括外部監査人からの監査の結果に関する報告（監査委員事務局）…………… 1



### 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、中地宏包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成20年3月31日

長野県監査委員	高見澤 賢 司
同	東 方 久 男
同	望 月 雄 内
同	柿 沼 美 幸

監査委員事務局

# 平成 19 年度 包括外部監査報告書

第 1 部 県立の大学の経営管理

第 2 部 道路の建設・管理運営

長野県包括外部監査人

中 地 宏

# 第 1 部

## 県立の大学の経営管理

# 目 次

<b>第1章 監査の概要</b> .....	1
1. 監査の種類 .....	1
2. 特定の事件 .....	1
3. 特定の事件を選択した理由 .....	1
4. 監査対象期間 .....	1
5. 監査実施期間 .....	1
6. 包括外部監査人及び補助者 .....	1
7. 利害関係 .....	2
8. 監査の方法 .....	2
(1) 監査の要点 .....	2
(2) 主な監査手続 .....	2
<b>第2章 長野県の財政状況</b> .....	3
1. 長野県の厳しい財政状況 .....	3
(1) 予算の規模 .....	3
(2) 県税収入の推移 .....	4
(3) 地方交付税・臨時財政対策債の推移 .....	4
(4) 義務費の推移 .....	4
(5) 公共・県単独事業費の推移 .....	5
(6) 県債残高の推移 .....	5
(7) 三基金残高の推移 .....	5
(8) 経常収支比率の推移 .....	6
(9) 起債制限比率の推移 .....	6
(10) 実質公債費比率の推移 .....	7
2. 長野県の行財政改革について .....	7
(1) 行財政改革プランの概要 .....	7
(2) 行財政改革による財政見通し .....	9
<b>第3章 監査対象の概要</b> .....	10
1. 長野県看護大学 .....	10
(1) 設立の経緯 .....	10
(2) キャンパスの概要 .....	10
(3) 教育理念・教育目標 .....	10
(4) 学生の概要 .....	11
(5) 職員の概要 .....	19
2. 長野県短期大学 .....	20

(1) 設置の経緯.....	20
(2) キャンパスの概要.....	20
(3) 教育理念・教育目標.....	21
(4) 学生の概要.....	22
(5) 教職員の概要.....	27
<b>第4章 監査対象の分析.....</b>	<b>28</b>
1. 長野県看護大学.....	28
(1) 財務分析の結果.....	28
(2) 地方独立行政法人会計基準に基づいた財務諸表の試算.....	35
2. 長野県短期大学.....	41
(1) 財務分析の結果.....	41
(2) 地方独立行政法人会計基準に基づいた財務諸表の試算.....	48
<b>第5章 監査の結果.....</b>	<b>54</b>
1. 長野県看護大学.....	54
(1) 収入.....	54
(2) 支出.....	55
(3) 図書館.....	63
(4) 固定資産・備品.....	65
(5) 固定資産の大規模修繕.....	68
(6) 情報システム及び設備のセキュリティ.....	69
(7) すずらん寮.....	70
2. 長野県短期大学.....	72
(1) 収入.....	72
(2) 支出.....	73
(3) 図書館.....	81
(4) 固定資産・備品.....	83
(5) 固定資産の大規模修繕.....	84
(6) 情報システム及び設備のセキュリティ.....	85
(7) 明和寮.....	86
(8) 短期大学付属幼稚園.....	87
<b>第6章 監査の結果に添えて提出する意見.....</b>	<b>89</b>
1. 委託業務の契約方法について.....	89
(1) 長野県看護大学.....	89
(2) 長野県短期大学.....	90
2. 工事請負契約にかかる契約事務について.....	90
3. 図書の棚卸の実施について.....	91

(1) 図書館で管理されている図書について .....	91
(2) 研究費により購入された図書について .....	91
4. 備品の棚卸の実施について .....	91
5. 物品の取得及び更新計画について .....	91
6. 計画修繕の必要性について .....	92
(1) 長野県看護大学 .....	92
(2) 長野県短期大学 .....	93
7. 長野県看護大学における寮費の妥当性について .....	93
<b>第7章 監査の結果に添えて提出する提言</b> .....	<b>94</b>
1. 大学における予算の果たしている機能について .....	94
(1) 看護大学及び短期大学の目的 .....	94
(2) 大学運営にかかる予算執行について .....	94
2. 大学運営に求められる経営マネジメントとは .....	95
(1) 予算と決算の比較及び予算配分について .....	96
(2) 大学の中長期計画における予算額の見積りについて .....	96
(3) 資産の管理運用に関する措置 .....	97
(4) 経費の抑制に関する措置 .....	97
3. 県の担当部局について .....	98
(1) 看護大学及び短期大学の担当部局について .....	98
(2) 看護大学及び短期大学の大学運営にかかる情報の共有化 .....	98
4. 看護大学の評価と課題 .....	99
(1) 看護大学に対する学生の評価について .....	99
(2) 看護大学の大学運営マネジメントについて .....	100
(3) 看護大学の地域貢献について .....	100
5. 短期大学の評価と課題 .....	101
(1) 全国における短期大学の現状及び県短期大学の取組み .....	101
(2) 四大制への移行における論点 .....	102
6. 地方独立行政法人へ移行する場合の要検討事項 .....	103
(1) 制度の概要 .....	103
(2) 法人化によって得られる効果 .....	104
(3) 法人化の論点 .....	104
(4) 法人化へ向けた提言 .....	106

## 第1章 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 2. 特定の事件

県立の大学（長野県看護大学及び長野県短期大学）の経営管理

### 3. 特定の事件を選択した理由

本格的な少子化時代を迎え、大学進学希望者全入時代の到来が言われるなど大学間の競争は一段と厳しくなり、大学のあり方そのものが検討されてきている。国立大学は既に独立行政法人化され、一部の公立大学においても地方独立行政法人へ移行している。

このような状況のなかで、今後の大学事業を進めていくためには、これまで以上に効率的かつ効果的な大学運営が必要不可欠である。したがって、看護大学及び短期大学の財務事務の合规性と経済性を確認するとともに、効率性、有効性の観点から、看護大学及び短期大学への投資に対する成果（費用対効果）と県民への貢献度などの検証を行うことは、今後の大学の発展を考えるうえで有意義であると考え、テーマとして選定した。

### 4. 監査対象期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日

ただし、必要に応じて過年度分及び平成19年度分についても監査対象とした。

### 5. 監査実施期間

平成19年5月14日から平成20年3月13日

### 6. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	中 地	宏
同補助者	公認会計士	米 田	正 巳
同補助者	公認会計士	服 部	夕 紀
同補助者	専門委員	遠 藤	ちはる
同補助者	専門委員	伊 計	安寿花

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8. 監査の方法

### (1) 監査の要点

- ア 看護大学及び短期大学が長野県財政の中に占める位置づけを明確にした上で、大学の管理運営が、最少の経費で最大の効果をあげるようになされているか。
- イ 看護大学及び短期大学の管理運営に関する事務が、法令、条例及び規則等に基づき適正に行われているか。
- ウ 看護大学及び短期大学にかかる事務処理に関して、その適正な実施を可能とする内部的な牽制が有効に機能しているかどうか。
- エ 看護大学及び短期大学の施設設備、備品、図書、リース物件及び消耗品の管理が適切に行われているか。
- オ 看護大学及び短期大学の管理運営にかかる事務システムが有効に機能し、安全性及び効率性が保たれているか。

### (2) 主な監査手続

- ア 各種規則・規程を入手し、担当者に質問を行って、事務の手続が所管の規則・規程に準拠しているか検討する。
- イ 当初計画の策定資料、実績及び関連する財政の状況等について、担当者に対する質問及び入手資料を基礎とした分析等を実施することにより、その適正性等を検証する。
- ウ 看護大学及び短期大学の管理運営に関する諸事務について、関連帳簿及び証憑等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性・合規性等を検討する。
- エ 業務委託について、契約書、仕様書及び見積書等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性及び経済性・効率性を検証する。
- オ その他、必要に応じて現場視察等を実施し、担当者に質問を行う。



## 第2章 長野県の財政状況

長野県看護大学及び長野県短期大学は県立大学であり、現在、入学審査料、入学料及び授業料等の歳入と、県の一般財源の措置額を、大学運営にかかる執行額に充当している。このため、県の財政状況によって、県立大学の運営及び将来構想は大きな影響を受けており、県立大学の経営管理を監査するうえで県の財政状況を把握することが必要であると判断した。したがって、以下に県の財政状況及び平成19～23年度を対象とする行財政改革プランの概要を記載することとする。

### 1. 長野県の厳しい財政状況

長野県の財政状況は、歳入面では、県税が平成10年度の2,647億円をピークに平成14年度には戦後最大となる17.2%の落ち込みとなり、平成16年度以降は景気回復により幾分持ち直したものの、いまだ本格的な回復には至っていない。

また、地方交付税（臨時財政対策債を含む。）も、国の三位一体改革の影響から平成16年度に9.3%削減されて以降、毎年度削減されている。このほか、財源調整のための基金は、取り崩されてきており、残りわずかである。

歳出面では、公債費は平成16年度以降減少してはいるものの、依然として予算規模に占める割合が高いこと、また、今後、職員の退職に伴い退職手当の増加が見込まれることなどから、歳出に占める義務費の割合が高い硬直的な財政構造が続くと見込まれるなど、長野県の財政の危機的状況は長期化している。

以下の各項目について、長野県の財政状況は次のとおりである。なお出典は後述の「コ 実質公債費比率の推移」における総務省の公表資料からの抜粋を除き、全て、長野県財政課作成の「長野県財政の状況」（平成19年6月15日現在）である。

#### (1) 予算の規模

長野県の予算（最終予算）は、平成10年度以降は厳しい財政状況の中で全体的に抑制基調により推移し、平成14年度からは、1兆円を下回っている。平成19年度の当初予算では6年ぶりに前年度予算を上回っている。

(単位：億円)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
当初予算額	10,015	9,929	10,193	10,306	10,047	9,357	8,757	8,528	8,250	8,462
最終予算額	11,629	11,154	10,811	10,535	9,881	9,025	9,047	8,365	8,572	

(億円未満は四捨五入)

(2) 県税収入の推移

県税収入は、平成 10 年度に 2,647 億円とピークに達したが、平成 14 年度には、IT 不況の影響などから、13 年度に比較して 427 億円の減収（△17.2%）となり、戦後最大の落込みとなった。平成 16 年度以降、法人二税（法人事業税と法人県民税）の増収などで県税収入は増加しているが、いまだ本格的な回復には至っていないのが現状である。平成 19 年度は国からの税源移譲（290 億円）もあって 15.8%の伸びとなっているが、この移譲分を除くと 2.9%の伸びにとめ留まっている。

(単位：億円)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
県税収入	2,647	2,388	2,560	2,480	2,053	2,012	2,065	2,111	2,246	2,601
内法人二税	967	747	782	762	540	570	635	701	811	874

\*平成 10～18 年度は決算額、平成 19 年度は当初見込額（億円未満は四捨五入）

(3) 地方交付税・臨時財政対策債の推移

平成 16 年度地方財政計画により、地方交付税・臨時財政対策債が前年度比 12%削減されたこととともない、長野県では 287 億円減額された。平成 17、18 年度も引き続き減額となり、平成 19 年度についてもさらに 150 億円程度減額となる見込みである。

(単位：億円)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
地方交付税	2,327	2,614	2,865	2,654	2,609	2,569	2,440	2,381	2,322	2,193
臨時財政対策債				125	263	528	370	283	253	229
合計	2,327	2,614	2,865	2,779	2,872	3,097	2,810	2,664	2,575	2,422

\*平成 10～18 年度は決算額、平成 19 年度は当初見込額（億円未満は四捨五入）

(4) 義務費の推移

支出が義務づけられ任意に節減することができない義務費（人件費、公債費、扶助費）は、過去の借入金の返済である公債費を中心に年々増加してきたが、平成 14 年度以降、公債費の支払がピークを過ぎたことなどから、減少の傾向にある。

(単位：億円)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
人件費	2,739	2,742	2,756	2,768	2,754	2,656	2,620	2,579	2,699	2,739
公債費	1,270	1,427	1,530	1,667	1,647	1,664	1,660	1,576	1,498	1,436
扶助費	193	195	200	208	200	141	143	138	128	129
合計	4,202	4,364	4,486	4,643	4,601	4,461	4,423	4,293	4,325	4,304

\* 平成 10～17 年度は決算額、平成 18 年度は最終予算額、平成 19 年度は当初予算額（億円未満は四捨五入）

#### (5) 公共・県単独事業費の推移

道路や河川、農地整備などの建設事業費は、10 年度以降、減少の傾向にある。平成 19 年度当初予算では、県民の安全・安心の確保や身近な社会資本の整備のため、前年度当初予算比で公共事業費が 9.3%の増加、県単独事業費が 7.6%の増加となっている。

(単位：億円)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
公共事業費	2,737	2,258	1,881	1,632	1,317	1,089	889	716	798	741
県単独事業費	777	559	515	464	369	300	230	226	204	203

\* 平成 10～18 年度は最終予算額、平成 19 年度は当初予算（億円未満は四捨五入）

#### (6) 県債残高の推移

公共・県単独事業費などインフラ整備のための借入金の残高（県債）は年々増加し、県の予算規模の約 1.8 倍と高い水準にある。しかし、県債発行の抑制により、平成 12 年度をピークに 5 年連続で県債残高は減少しており、18 年度以降も県債発行額を元金償還額の範囲内にとどめることにより減少していく見込みである。

(単位：億円)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
年度末 残高	15,552	16,300	16,391	16,336	16,334	16,156	15,844	15,468	15,090	14,917
増減	867	748	91	△55	△2	△178	△312	△376	△378	△173

\* 平成 10～17 年度は普通会計決算額、平成 18 年度以降は見込額

(億円未満は四捨五入)

#### (7) 三基金残高の推移

県の貯金である基金は、平成 5 年度以降取り崩されており、残高が減少している。

(単位：億円)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
財政調整基金	152	152	152	143	142	142	142	142	143	47
減債基金	552	491	409	339	287	256	215	230	206	223
公共施設等 整備基金	364	364	305	215	2	0	0	—	—	—
合計	1,068	1,007	866	697	431	398	357	372	349	270

\*平成10～18年度は決算額、平成19年度は見込額 (億円未満は四捨五入)

## (8) 経常収支比率の推移

経常経費（固定費）が増加する一方、税収の伸び悩みが続き、経常収支比率は年々上昇傾向にある。この指標は人件費や公債費など毎年固定的にかかる経費に対して、県税や地方交付税などの経常収入がどの程度充当されているかを示し、数値が高いほど、自治体独自の施策に充当できる財源が小さくなり、財政構造が硬直的になる。

経常経費（人件費、公債費等）充当一般財源

\*経常収支比率 =  $\frac{\text{経常一般財源（県税、普通交付税等）}}{\text{経常経費（人件費、公債費等）}} \times 100$   
(単位：%、位)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17
全国	94.2	91.7	89.3	90.5	93.5	90.8	92.5	92.6
長野県	85.6	87.1	84.7	88.6	93.5	88.0	90.7	91.9
順位	35	26	33	28	14	30	34	30

\*全国数値は加重平均

## (9) 起債制限比率の推移

起債制限比率（3ヵ年平均）は年々上昇傾向にあったが（平成17年度 全国ワースト2位）、県債発行を抑制してきたことから平成17年度に減少に転じ今後低下していく見込みである。

公債費充当一般財源－交付税措置のある公債費

\*起債制限比率 =  $\frac{\text{標準財政規模－交付税措置のある公債費}}{\text{公債費充当一般財源－交付税措置のある公債費}} \times 100$   
(単位：%、位)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17
全国	10.6	11.2	11.8	12.3	12.4	12.3	12.4	12.1
長野県	14.7	15.9	16.4	17.0	17.0	17.1	17.4	16.9
順位	3	2	2	2	2	2	2	2

\*全国数値は加重平均

## (10) 実質公債費比率の推移

平成 18 年 4 月からの地方債協議制度移行に伴って導入された実質公債費比率は、起債制限比率を厳格化、透明化の観点から見直し、公営企業への繰出しや公債費の満期一括償還の積立金を統一的に反映したものである。

実質公債費比率が 18%を超える団体は、起債の発行に国の許可が必要となり、25%を超える団体は単独事業費等の起債が制限される。長野県における実質公債費比率は、18 年度（決算見込）で 20.1%、19 年度（同）で 19.2%と、18%を超えているが、20 年度以降は 18%を下回る見通しである。

(単位：%)

年度	18	19	20	21	22	23
長野県	20.1	19.2	17.1	15.8	16.1	16.7

\* 見込値

なお総務省「平成 17 年度 地方公共団体の主要財政指標一覧」及び「平成 19 年度 実質公債費比率の状況」によると、平成 16～18 年の 3 年平均（速報値）で実質公債費比率が 18%以上の道県は以下のようになっている。平成 15～17 年度の 3 年平均（確定値）では長野県はワースト 1 だったが、平成 16～18 年度はワースト 3 となった。

順位	道県名	3 年平均(平成 16～18 年)	3 年平均(平成 15～17 年)
①	北海道	20.6%	19.8%
②	兵庫県	19.6%	19.6%
③	長野県	19.2%	20.1%
④	島根県	18.1%	17.9%

## 2. 長野県の行財政改革について

### (1) 行財政改革プランの概要

長野県は、県を取り巻く環境の変化、厳しい財政状況の現状を打開していくために、平成 19 年 3 月、「長野県行財政改革プラン」を公表した。

この改革プランの推進期間は、平成 19～23 年度の 5 年間である。改革プランの基本的考え方の概要は、次のとおりである。

#### ア 分権改革

##### (ア) 役割分担の明確化

「地域のことは地域で解決することができる」という自己完結的な地域経営により、即応、的確な住民サービスを可能とする分権化社会の実現を目指し、県と市町村の役割

分担の一層の明確化を図る。「住民に身近なサービスの提供は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村がその主体となるべき」であり、「県は自ら行うべき責任を果たしつつ、広域性、専門性を発揮しながら市町村を後方、側面から支援していく」という基本的な考え方に基づき、市町村等及び現地機関への権限委譲、市町村の地域づくりと関係の深い県事業での連携の強化等を実現する。

#### イ 行政システム改革

より効率的なサービスを提供することを目指して行財政改革を推進するために、以下の基本的な考え方に基づき、行政サービスのあり方・範囲を見直し、県組織のスリム化・効率化を図り、適正な定員管理、給与の適正化、外郭団体の見直し等を実施する。

- (ア) 民間との協働
- (イ) 簡素で効率的な行政組織
- (ウ) 選択と集中による人員配置の最適化

#### ウ 財政構造改革

県政を取り巻く厳しい状況に対処するため、安定した歳入の確保と徹底した歳出の削減を行なうために次のようなプランを示している。

- (ア) 歳入確保に向けた取組み
  - a 県税収入の確保
  - b 受益者負担の適正化
  - c 県有財産の有効活用
  - d 広告収入等その他財源の確保
  - e 臨時的財源の活用
- (イ) 歳出削減に向けた取組み
  - a 行政システム改革の推進
  - b 事業の見直し
  - c 公債費負担の軽減
  - d 効率的な予算執行

(2) 行財政改革による財政見直し

県では、平成 19～23 年度までの行財政改革による効果を踏まえて、以下の財政見直しを発表している。

財政見直し（平成19年2月）

（単位：億円）

年 度	19	20	21	22	23
県税	2,601	2,720	2,819	2,933	3,059
地方交付税等	2,744	2,655	2,588	2,511	2,426
県債	926	924	915	905	893
その他	2,065	2,066	2,069	2,069	2,070
歳入合計：A	8,336	8,365	8,391	8,418	8,448
義務費	4,304	4,277	4,288	4,205	4,179
人件費	2,739	2,721	2,667	2,617	2,574
扶助費	129	130	131	132	133
公債費	1,436	1,426	1,490	1,456	1,472
投資的経費	1,528	1,528	1,528	1,528	1,528
補助・直轄	981	981	981	981	981
単独	443	443	443	443	443
災害復旧	104	104	104	104	104
その他行政経費	2,600	2,643	2,697	2,761	2,825
歳出合計：B	8,432	8,448	8,513	8,494	8,532
差引：C=A-B	△ 96	△ 83	△ 122	△ 76	△ 84
追加の財源確保対策：D		50	50	50	50
財源不足額：C+D	△ 96	△ 33	△ 72	△ 26	△ 34
基金残高	220	187	115	89	55
県債残高（普通会計）	15,027	14,829	14,566	14,350	14,125

## 第3章 監査対象の概要

### 1. 長野県看護大学

#### (1) 設立の経緯

- 平成 6 年 12 月 看護学部看護学科の設置認可
- 平成 7 年 4 月 長野県看護大学として開学
- 平成 10 年 12 月 大学院看護研究科看護学専攻博士前期課程設置認可
- 平成 11 年 4 月 長野県看護大学大学院博士前期課程開学
- 平成 12 年 12 月 大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程設置承認
- 平成 13 年 4 月 長野県看護大学大学院博士後期課程開学

#### (2) キャンパスの概要

長野県看護大学及び大学院並びに研究施設・事務局等のすべての施設が、駒ヶ根市赤穂 1694 番地のキャンパスに設置されている。

キャンパスの主な施設は下表のとおりである。

名 称	説 明
管理棟	学長室 事務室 会議室 保健室 食堂 売店
教育研究棟	講義室 実習室 実験室 情報処理教室 LL教室 演習室 自習室 相談室 研究室 共同研究室 大学院生室
図書館	閲覧室 キャレラ グループ学習室 AV コーナー
体育館	バスケットボールコート バレーボールコート
屋内温水プール	25m×6 コース (内スロープコース1) 健康増進研究室
講堂	511 席 AV設備 ピアノ
学生棟	学生ホール 自治会室 クラブ室
非常勤講師宿舎	1 棟 8 室
学生寄宿舍	2 棟 80 室
グラウンド	250mトラック テニスコート (夜間照明設備あり) 4 面
有酸素運動研究コース	コース延長 600m
語らいの並木	90m×2

(出典「長野県看護大学の概要」、「長野県看護大学 大学案内」)

#### (3) 教育理念・教育目標

長野県看護大学は、学生の自主性、主体性を育み、看護実践に関する総合的な能力を養成し、看護の社会的機能を担い人々の健康福祉の向上に貢献する人材を育成すること及び看護の発展に寄与する実践者、教育者、研究者を育成することを教育



理念・教育目標として掲げている。

平成15年度から3年間の準備期間を経て平成18年度からカリキュラムの大幅な改編を行い、教育目標の達成のために積極的な取り組みを行っている。

(4) 学生の概要

ア 学生数（平成18年5月1日現在）

平成18年5月1日現在の学生数は以下のとおりである。

(ア) 大学部

(単位：人)

入学定員	編入学定員	収容定員(A)	在籍学生総数(B)	うち編入学生数	B/A	在籍学生数(うち留年者数)			
						第1年次	第2年次	第3年次	第4年次
80	10	340	342	20	1.01	83 (0)	79 (0)	86 (0)	94 (10)

(出典「長野県看護大学 自己点検・評価報告書」)

(イ) 大学院

(単位：人)

入学定員		収容定員		在籍学生数										C/A	D/B
修士課程	博士課程	修士課程(A)	博士課程(B)	修士課程					博士課程						
				一般入試	社会人	留学生	その他	計(C)	一般入試	社会人	留学生	その他	計(D)		
16	4	32	12	8	11	1	0	20	1	11	0	0	12	0.63	1.00

(出典「長野県看護大学 自己点検・評価報告書」)

イ 学生数の推移

過去5年間の学生数の推移は下表のとおりであり、17年度に比べ18年度は大学院生数が増加の傾向にある。

(単位：人)

項目	年度				
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
学部生	347	347	335	342	345
(うち編入生)	20	20	19	20	20
大学院生	39	45	33	32	40
(うち修士課程)	30	33	22	20	26
(うち博士課程)	9	12	11	12	14
合計	386	392	368	374	385

(出典「長野県看護大学の概要」)

ウ 学生の出身地の状況

過去5年間の学生の出身地の推移は下表のとおりである。

(単位：人、%)

項目	年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
学部生	県内	202	58.2	223	64.3	230	68.7	228	66.7	234	67.8
	県外	145	41.8	124	35.7	105	31.3	114	33.3	111	32.2
大学院生	県内	20	51.3	26	57.8	23	69.7	20	62.5	26	65.0
	県外	19	48.7	19	42.2	10	30.3	12	37.5	14	35.0
合計	県内	222	57.5	249	63.5	253	68.8	248	66.3	260	67.5
	県外	164	42.5	143	36.5	115	31.2	126	33.7	125	32.5

(出典「長野県看護大学の概要」)

エ 入学試験実施状況と入学者の状況

過去5年間の学部及び大学院の入学試験実施状況及び入学状況の推移は下表のとおりである。

(ア) 学部

(単位：人、倍)

区 分		年 度	募集 人員	志願 者数	受験 者数	合格 者数	入学 者数	競争率	
新 入 生	推 薦 入 試	14年	24	60	60	27	27(27)	2.2	
		15年	30	58	58	30	30(30)	1.9	
		16年	30	57	57	26	26(26)	2.2	
		17年	30	57	57	26	26(26)	2.2	
		18年	30	57	57	30	30(30)	1.9	
	社 会 人	14年	—	—	—	—	—	—	
		15年	若干名	8	7	2	1(1)	3.5	
		16年	若干名	9	8	4	4(2)	2.0	
		17年	若干名	20	20	6	5(1)	3.3	
		18年	若干名	11	11	2	2(2)	5.5	
	一 般 入 試	前 期	14年	48	120	114	49	45(28)	2.3
			15年	42	108	104	46	41(24)	2.3
			16年	42	131	124	46	42(20)	2.7
			17年	42	115	107	47	45(22)	2.3
			18年	42	78	76	44	42(24)	1.7
		後 期	14年	8	79	37	12	8(3)	3.1
			15年	8	84	36	10	8(5)	3.6
			16年	8	114	46	9	8(4)	5.1
			17年	8	97	50	8	7(3)	6.3
			18年	8	60	19	8	7(5)	2.4
合 計	14年	80	259	211	88	80(58)	2.4		
	15年	80	258	205	88	80(60)	2.3		
	16年	80	311	235	85	80(52)	2.8		
	17年	80	289	234	87	83(52)	2.7		
	18年	80	206	163	84	81(61)	1.9		

編 入 生	編 入 入 試	14年	10	92	85	25	10(3)	3.4
		15年	10	61	60	15	10(4)	4.0
		16年	10	50	46	21	9(5)	2.2
		17年	10	60	57	12	10(5)	4.8
		18年	10	43	41	11	10(4)	3.7

(出典「長野県看護大学の概要」)

※ ( ) 県内入学者数、競争率=受験者数/合格者数

(イ) 大学院

(単位：人、倍)

区 分	年 度	募集 人員	志願 者数	受験 者数	合格 者数	入学 者数	競争率
修士課程	14年	16	22	22	15	13(7)	1.5
	15年	16	16	15	10	9(8)	1.5
	16年	16	10	10	9	8(7)	1.1
	17年	16	9	9	8	8(5)	1.1
	18年	16	10	10	10	10(7)	1.0
修士課程 (2次募集)	14年	—	—	—	—	—	—
	15年	—	—	—	—	—	—
	16年	—	—	—	—	—	—
	17年	8	2	2	2	2(2)	1.0
	18年	6	5	5	5	5(5)	1.0
博士課程	14年	4	3	3	3	3(0)	1.0
	15年	4	3	3	3	3(1)	1.0
	16年	4	3	3	2	2(1)	1.5
	17年	4	3	3	3	3(2)	1.0
	18年	4	1	1	1	1(0)	1.0
博士課程 (2次募集)	14年	—	—	—	—	—	—
	15年	—	—	—	—	—	—
	16年	—	—	—	—	—	—
	17年	—	—	—	—	—	—
	18年	3	1	1	1	1(1)	1.0

(出典「長野県看護大学の概要」)

※ ( ) 県内入学者数、競争率=受験者数/合格者数

オ 授業料等

(単位：円)

区分		授業料	入学料	入学審査料	
学生	学部	県内の者	年額 535,800	211,500	17,000 編入学・再入学の 場合にあつては 30,000
		県外の者	年額 535,800	232,000	
	大学院	県内の者	年額 535,800	211,500	30,000
		県外の者	年額 535,800	232,000	30,000
研究生	県内の者	月額 29,700	63,450	9,800	
	県外の者		84,600	9,800	
科目履修生		1単位 14,800	28,200	9,800	
特別聴講学生 (規則で定めるものを除く。)		1単位 14,800	—	—	

(出典「長野県看護大学条例 別表1(第6条関係)」)

(注) 上記の表は平成18年度にかかるものである。

カ 卒業生の進路状況

過去5年間における卒業生の進路状況は下表のとおりである。

(ア) 学部卒業生

(単位：人)

年度	出身地	就 職						進学	家居	合計
		県内	県外	計	職 種					
					看護師	保健師	助産師			
14年度	県内	33	7	40	27	9	4	—	—	40
	県外	10	35	45	32	10	3	—	—	45
	計	43	42	85	59	19	7	—	—	85
15年度	県内	30	16	46	35	7	4	1	1	48
	県外	10	32	42	36	3	3	3	1	46
	計	40	48	88	71	10	7	4	2	94
16年度	県内	41	11	52	41	6	5	—	—	52
	県外	2	25	27	21	3	3	1	—	28
	計	43	36	79	62	9	8	1	—	80
17年度	県内	43	14	57	38	13	6	2	—	59
	県外	7	16	23	20	1	2	1	—	24
	計	50	30	80	58	14	8	3	—	83
18年度	県内	53	10	63	48	11	4	—	—	63
	県外	6	17	23	20	1	1	—	1	24
	計	59	27	86	68	12	5	—	1	87

(出典「長野県看護大学の概要」)

(注1) 卒業生よりも、就職・進学・家居の合計人数の方が多いため、過年度の卒業生が含まれているためである。

(注2) 県内の就職先への就職率は、以下のとおりである。

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
県内就職率	50.6%	45.5%	54.4%	62.5%	68.6%

県内就職率は14～16年度においては50%前後となっていたが、17～18年度は6割を超えており、県内で活躍する看護師、保健師及び助産師の育成という面で、看護大学は一定の役割を果たしていると考えられる。

(イ) 国家試験合格状況

年度	合格状況・合格率		看護師	保健師	助産師
14年度	本学	受験者数	75人	85人	8人
		合格者数	75人	79人	7人
		合格率	100.0%	92.9%	87.5%
	全国合格率		98.4%	91.8%	83.7%
15年度	本学	受験者数	83人	93人	9人
		合格者数	81人	89人	9人
		合格率	97.6%	95.7%	100.0%
	全国合格率		97.4%	93.5%	98.2%
16年度	本学	受験者数	71人	80人	8人
		合格者数	70人	77人	8人
		合格率	98.6%	96.3%	100.0%
	全国合格率		97.7%	83.6%	100.0%
17年度	本学	受験者数	73人	83人	8人
		合格者数	70人	66人	7人
		合格率	95.9%	79.5%	87.5%
	全国合格率		88.3%	78.7%	98.1%
18年度	本学	受験者数	77人	87人	5人
		合格者数	75人	87人	5人
		合格率	97.4%	100.0%	100.0%
	全国合格率		90.6%	99.0%	94.3%

(出典「長野県看護大学の概要」)

(注) 全国合格率は大学新卒者の数値である。また「本学」は看護大学の学生の数値である。

看護師及び保健師については、14～18年度において、看護大学の合格率の方が全国合格率を上回っている。特に看護師については、毎年度95%以上の高い合格率を誇っている。助産師については、17年度のみ看護大学の合格率が全国合格率を下回っているが、それ以外は全国合格率を上回っている。過去5年間の国家試験合格率を見る限り、看護大学の教育水準は高いといえる。

## (ウ) 大学院博士前期課程修了生

(単位：人)

年度	出身地	就 職						進学	家居	合計
		県内	県外	計	職 種 (注)					
					看護師 保健師 助産師	国 家 公務員	大 学 教授等			
14 年 度	県内	2	1	3	1	—	2	—	—	3
	県外	2	1	3	2	—	1	—	—	3
	計	4	2	6	3	—	3	—	—	6
15 年 度	県内	5	1	6	1	—	5	—	—	6
	県外	1	3	4	1	1	2	2	1	7
	計	6	4	10	2	1	7	2	1	13
16 年 度	県内	5	1	6	1	1	4	—	—	6
	県外	4	2	6	1	1	4	—	—	6
	計	9	3	12	2	2	8	—	—	12
17 年 度	県内	4	—	4	2	—	2	—	—	4
	県外	3	2	5	1	1	3	—	—	5
	計	7	2	9	3	1	5	—	—	9
18 年 度	県内	2	3	5	1	—	4	—	—	5
	県外	1	1	2	—	—	2	—	1	3
	計	3	4	7	1	—	6	—	1	8

(出典「長野県看護大学の概要」)

(注) 国家公務員の欄には、国立病院（平成16年度より独立行政法人国立病院機構）の看護師も含む。



(エ) 大学院博士後期課程修了生

(単位：人)

年度	出身地	就 職						進学	家居	合計
		県内	県外	計	職 種					
					看護師	保健師	大 学 教員等			
14 年 度	県内	—	—	—	—	—	—	—	—	
	県外	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	
15 年 度	県内	2	—	2	—	—	2	—	—	2
	県外	—	1	1	—	—	1	—	—	1
	計	2	1	3	—	—	3	—	—	3
16 年 度	県内	1	—	1	—	—	1	—	—	1
	県外	1	—	1	—	—	1	—	—	1
	計	2	—	2	—	—	2	—	—	2
17 年 度	県内	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	県外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18 年 度	県内	1	—	1	—	—	1	—	—	1
	県外	0	2	2	—	—	2	—	—	2
	計	1	2	3	—	—	3	—	—	3

(出典「長野県看護大学の概要」)

(5) 職員の概要

平成 18 年 4 月現在における常勤の教員は、教授 13 名を含む 73 名である。

内訳は下表のとおりである。

(単位：人)

区分	現在 員数	職位別現在員数					職種別現在員数			
		学長	教授	助教授	講師	助手	事務	保健師	司書	技術
教員	59	1	13	9	10	26	—	—	—	—
職員	11	—	—	—	—	—	7	1	2	1
嘱託	3	—	—	—	—	—	3	—	—	—
計	73	1	13	9	10	26	10	1	2	1

(出典「長野県看護大学の概要」)

## 2. 長野県短期大学

### (1) 設置の経緯

昭和 4年3月 長野県女子専門学校として設立認可

昭和 25年3月 長野県短期大学として設立認可

平成 16年4月 以下の改組改革を行う

○男女共学とする。

○「文学科国語専攻・英語専攻、教養学科」を「多文化コミュニケーション学科  
国際地域文化専攻・英語英米文化専攻・日本語日本文化専攻」へ再編。

○「生活科学科食物栄養学専攻・生活科学専攻」を「生活科学科健康栄養専攻・  
生活環境専攻」に名称変更。

○「専攻科幼児教育学専攻」を新設し、既設の幼児教育学科と併せ保育士養成施  
設として認可される。

平成 18年4月 専攻科幼児教育学専攻(保育士養成課程)学生受け入れ開始。

なお、長野県短期大学は、県民の生活及び文化の向上に寄与することを目的として、  
広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究することにより、優れた人材を育成する  
ために設置している。また附属幼稚園においては、本学幼児教育学科の教育実習の場  
及び県下のモデル幼稚園として園児の教育を行うことを目的としている。

### (2) キャンパスの概要

長野県短期大学及び附属幼稚園のすべての施設が、長野市三輪 8-49-7 に設置さ  
れている。

キャンパスの主な施設は下表のとおりである。

名 称	説 明
東棟	教室 実験室 実習室 研究室 助手室
西棟	大教室 中教室 小教室 情報演習室 演習室 研究室 共同研究室 視聴覚教室 保健室 学生ロッカー室 大会議室
北棟	講堂 教室 情報演習室 研究室 共同研究室
音楽棟	教室 ピアノ練習用個室 研究室
管理棟	学長室 事務局 会議室
六鈴会館	多目的ホール 談話室 資料室
体育館	アリーナ(授業・クラブ活動等で使用) 更衣室 研究室
厚生会館	食堂 ホール 和室 生協売店 六鈴会(同窓会)事務局
明和寮	学生自治寮

付属幼稚園	教室 遊戯室 会議室 保健室 園長室 事務室 幼児教育学科の実習を行う
グラウンド	体育授業、スポーツ大会、各種イベント用
付属図書館	閲覧室（8万冊蔵書 データベースによる文献検索） セミナー室 ブラウジングルーム

（出典「長野県短期大学 2008年 大学案内」）

### （3） 教育理念・教育目標

長野県短期大学は、総合的短期大学として長野市の地域再生計画と連携し、「豊かな子ども観を育む総合的短期大学の取組」を企画し、平成18年度文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）として、地域貢献の拠点である地域連携センターを中心に、付属幼稚園・付属図書館の活動と結び付け、学生が主体的に取り組み、さらに魅力的な教育課程を創ることを目的としている。

多文化コミュニケーション学科は、国際地域文化専攻、英語英米文化専攻及び日本語日本文化専攻を設置している。学科の教育目標は、外国語及び日本語のコミュニケーション能力及び情報リテラシーを身につけ、日本・アジア・欧米の文化と社会に関する広い知識をもち、多様な文化と共生しながら地域社会に主体的に貢献できる人材を養成することである。

生活科学科は、健康栄養専攻及び生活環境専攻を設置している。学科の教育目標は、生活にかかわる物質や環境、人間と生活環境の相互作用に関する知識を身につけ、生活の充実や向上を図る実践能力を備えた人材を養成することである。

幼児教育学科の教育目標は、優れた専門的知識と技能を備えた保育・幼児教育の専門家として地域社会に貢献できる人材を養成することである。

(4) 学生の概要

ア 学生数 (平成 18 年 5 月 1 日現在)

		学生定員 (人)		学生現員 (人)				定員 充足率
		入学 定員	総定員 (A)	1 年	2 年	専攻科	計(B)	B/A (%)
多文化コミュニケーション学科	国際地域文化専攻	40	80	44	45	—	89	111.3
	英語英米文化専攻	40	80	44	44	—	88	110.0
	日本語日本文化専攻	40	80	45	43	—	88	110.0
	計	120	240	133	132	—	265	110.4
生活科学学科	健康栄養専攻	40	80	46	44	—	90	112.5
	生活環境専攻	40	80	44	46	—	90	112.5
	計	80	160	90	90	—	180	112.5
幼児教育学科		40	80	44	48	—	92	115.0
教養学科 (注)		—	—	—	1	—	1	—
専攻科幼児教育学専攻			30	—	—	38	38	126.7
合計		240	510	267	271	38	576	112.9

(出典「長野県短期大学の概況」)

(注) 教養学科は平成 16 年度に改組されたが、15 年度入学生が 18 年度まで在籍したため、18 年度をもって廃止された。

イ 学生数の推移

過去5年間の学生数の状況は下表のとおりです。

(単位：人)

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
文学科	国語専攻	92	89	46	3	—
	英語専攻	88	87	44	—	—
教養学科		88	90	45	3	1
多文化コミュニケーション学科	国際地域文化専攻	—	—	44	87	89
	英語英米文化専攻	—	—	44	88	88
	日本語日本文化専攻	—	—	46	90	88
生活科学科	健康栄養専攻	89	89	89	87	90
	生活環境専攻	88	87	88	90	90
幼児教育学科		86	87	88	92	92
専攻科幼児教育学専攻		—	—	—	—	38
計		531	529	534	540	576

(出典「長野県短期大学の概況」)

(注1) 多文化コミュニケーション学科、生活科学科は16年度に改組している。

14～15年度においては、生活科学科の「健康栄養専攻」は「食物栄養学専攻」、「生活環境専攻」は「生活科学専攻」である。

(注2) 文学科、教養学科は学科の再編により16年度末から業務を停止している。

ただし、15年度に入学した学生が、文学科は17年度まで、教養学科は18年度まで、それぞれ在籍した。

(注3) 専攻科幼児教育学専攻は16年度に新設し、18年4月から入学生を受け入れている。

ウ 入学生の出身地の状況

(単位：人、%)

年度 出身地	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	県内	235	89.0	233	87.6	238	89.5	234	86.7	231
県外	29	11.0	33	12.4	28	10.5	36	13.3	36	13.5
合計	264	100.0	266	100.0	266	100.0	270	100.0	267	100.0

(出典「長野県短期大学の概況」)

エ 入学試験実施状況と入学者の状況

(単位：人、倍)

区 分	年 度	募集人員 (注1)	志願者数	受験者数 (注1)	合格者数 (注1)	入学者数	競争率 (注2)
推薦入試	14年度	110	200	200	114	114	1.8
	15年度	110	206	206	122	122	1.7
	16年度	115	227	227	121	121	1.9
	17年度	110	220	220	118	117	1.9
	18年度	110	207	207	114	114	1.8
社会人選抜	14年度	若干名	12	12	8	8	1.5
	15年度	若干名	1	1	1	1	1.0
	16年度	若干名	6	6	3	2	3.0
	17年度	若干名	8	8	4	4	2.0
	18年度	若干名	8	8	4	4	2.0
学力選抜 (注3)	14年度	130	555	529	237	142	3.9
	15年度	130	530	511	224	143	3.7
	16年度	125	597	581	244	143	4.2
	17年度	130	632	605	248	149	4.2
	18年度	130	860	852	275	149	5.8
合計	14年度	240	767	741	359	264	2.9
	15年度	240	737	718	347	266	2.8
	16年度	240	830	814	368	266	3.1
	17年度	240	860	833	370	270	3.2
	18年度	240	1,075	1,067	393	267	4.0

(出典「長野県短期大学の概況」)

(注1) 募集人員、受験者数、合格者数は短期大学の資料より抜粋した。

(注2) 競争率は「競争率＝志願者数／入学者数」として算定した。

(注3) 平成18年度より大学入試センター試験の結果を利用した選抜方法を導入している。

オ 授業料等

(単位：円)

区分		授業料	入学料	入学審査料
学生	県内の者	年額 390,000	126,900	18,000
	県外の者	年額 390,000	169,200	18,000
科目等履修生		1 単位 14,800	28,200	9,800
特別聴講学生 (規則で定めるものを除く。)		1 単位 14,800	—	—

(出典「長野県短期大学条例 別表(第5条関係)」)

(注) 上記の表は平成18年度にかかるものである。

カ 卒業生の進路

過去5年間における卒業生の進路状況は下表のとおりである。

(単位：人)

区 分		年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
進路 状 況	卒 業	258	253	257	261	299	
	進 学 等	41	30	39	68	64	
	そ の 他	14	13	7	11	12	
	就 職 希 望	203	210	211	182	223	
就 職 状 況	金 融	銀 行	18	17	12	24	28
		保 険	4	5	5	—	2
		証 券	2	—	2	3	3
		信 販	—	—	—	—	—
	製 造	機 器	14	13	18	17	18
		食 品	5	17	17	9	13
		化 学	1	3	1	2	1
		織 維	1	1	2	3	1
	卸 小 売	47	42	33	42	39	
	電 気 ガ ス 水 道	1	—	1	—	2	
	運 輸 通 信	4	5	8	9	4	
	建 設	2	2	1	2	4	
	印 刷 出 版	2	1	1	4	1	
	病 院	3	10	4	1	7	
	幼 稚 園	24	22	18	2	13	
	保 育 園	9	11	18	8	18	
	情 報 処 理	2	1	4	3	4	
そ の 他	49	51	61	46	46		
公 務	5	4	1	4	16		
合 計	193	205	207	179	220		

(出典「長野県短期大学の概況」)

(注)「その他」とは、アルバイト(フリーター)、家事手伝い(家居を含む)、専業主婦、進学浪人などである。



(5) 教職員の概要

平成18年4月現在における常勤の教員は、教授16名を含む66名である。内訳は下表のとおりである。

(単位：人)

区 分	短期大学	付属図書館	付属幼稚園	計	
学 長	1	—	—	1	
教 員	教 授 (注)	16	—	16	
	助 教 授	16	—	16	
	講 師	7	—	7	
	助 手	9	—	9	
	幼 稚 園 教 諭	—	—	5	5
	小 計	48	—	5	53
事 務	8	1	—	9	
技 術	1	—	—	1	
技 能	2	—	—	2	
教 職 員 計	60	1	5	66	
非 常 勤 講 師	46	—	—	46	
嘱 託 員	1	1	1	3	

(出典「長野県短期大学の概況」)

(注) 教授のうち1名は付属幼稚園の園長を兼任している。

## 第4章 監査対象の分析

### 1. 長野県看護大学

#### (1) 財務分析の結果

##### ア 財務数値の比較

国立大学法人、公立大学（公立大学法人を含む）及び私立大学と比較した長野県看護大学の財務数値は以下の表のようになっている。

(単位：百万円)

項目	国立	公立	私立	長野県看護大学
大学数(校)	87	86	507	1
学生数(人)	627,850	124,910	1,741,397	385
教員数(人)	60,937	11,426	58,004	59
教員一人当たり学生数(人)	10.3	10.9	30.0	6.5
職員数(人)	56,470	11,940	36,780	11
職員一人当たり学生数(人)	11.1	10.5	47.3	35.0
うち事務職員数(人)	24,039	3,625	—	7
事務職員一人当たり学生数(人)	26.1	34.5	—	55.0
教職員数合計(人)	117,407	23,366	94,784	70
教職員一人当たり学生数(人)	5.3	5.3	18.4	5.5
授業料収入等	298,901	59,798	1,822,822	204
入学金及び入学検定料	55,678	12,899	210,223	32
小計	354,579	72,697	2,033,045	236
支出総額	1,705,548	260,487	2,140,207	709
うち減価償却費	—	—	268,132	—
差引支出額	1,705,548	260,487	1,872,075	709
うち教職員人件費	670,157	126,924	1,117,787	512
教職員人件費のうち、教員人件費	484,426	96,314	766,393	435
教職員人件費のうち事務職員人件費	151,396	25,258	—	49
収入に対する教職員人件費率(%)	189.0%	174.6%	55.0%	216.9%
教職員一人当たりの支出額	14.5	11.1	19.8	10.1
教員一人当たり人件費	7.9	8.4	13.2	7.4

事務職員一人当たり人件費	6.3	7.0	—	7.0
学生一人当たり人件費負担額	1.1	1.0	0.6	1.3

(注1) 長野県看護大学の財務数値は平成18年度のデータによっている。

(注2) 国立大学法人及び公立大学（公立大学法人を含む）の数値は「平成17年度学校基本調査報告書」及び「平成18年度学校基本調査報告書」によっており、以下の点に留意されたい。

- ・ 大学数、学生数、教職員数は平成17年5月1日のものである。
- ・ 教員数及び職員数は本務者の人数である。
- ・ 教員人件費及び職員人件費は本務者の給与であり、共済組合負担金、退職死傷手当は含まれていない。
- ・ 収支金額は平成17年度の実績値によっている。
- ・ 収支金額には附属病院、附属研究所等にかかる金額は含まれていない。

(注3) 私立大学の数値は「平成18年度今日の私学財政 大学・短大編」によっており、以下の点に留意されたい。

- ・ 本表における数値は医歯系法人を除く大学の合計額である。
- ・ 大学数、学生数、教職員数は平成17年5月1日のものである。
- ・ 教員数及び職員数は専任者の人数である。なお、事務職員の人数は適切なデータを得られなかったため、比較対象外とした。
- ・ 人件費には退職給付引当金及び退職金は含まれていない。
- ・ 授業料収入等は、入学金を除く学生生徒納付金によっている。

(注4) 「収入に対する教職員人件費率」及び「学生一人当たり人件費負担額」の算定には、「うち教職員人件費」に記載した数値を使用している。

#### (ア) 教員一人当たりの学生数について

教員一人当たりの学生数を算定すると、長野県看護大学は6.5人となる。国立大学の平均が10.3人、公立大学の平均が10.9人であることと比較すると、長野県看護大学は教員配置が厚いと考えられる。これは、長野県看護大学が看護学部を設置しており、実習を行う授業のために助手の人数を充実させていることによる。

なお、長野県看護大学の教員の構成割合は以下の表のとおりである。全国平均と比較すると教授、助教授の構成割合が低く、助手の構成割合が高くなっている。この数値からも技術取得のための授業に重点を置いた教員配置をしていることがうかがえる。

	教授	助教授	講師	助手
長野県看護大学	23.7% (14)	15.3% (9)	16.9% (10)	44.1% (26)
全国平均	26.8%	20.3%	19.9%	33.0%

(出典「長野県看護大学の概要」、「平成17年度学校基本調査報告書」)

(注) ( ) 内は人数を示している。

(イ) 事務職員一人当たりの学生数について

一方、事務職員一人当たりの学生数を算定すると、長野県看護大学は事務職員一人で55.0人の学生を受け持っている計算となり、国立大学の平均26.1人、公立大学の平均34.5人を大きく上回っている。単科大学であるとはいえ、学生に対する事務作業は少なくはなく、事務職員にかかる負担が大きくなっている可能性がある。

(ウ) 学生一人当たりの教職員人件費

学生一人が負担することとなる教職員人件費は、国公立大学では1.0～1.1百万円、私立大学では0.6百万円であるのに対し、長野県看護大学では1.3百万円と高くなっている。

長野県看護大学の教員一人当たりの人件費を見ると7.4百万円であり、国公立の各平均額よりも低い単価となっている。これは、前述したとおり、長野県看護大学では教授よりも助手の配置を重くしているため、一人当たりの人件費が低く抑えられているためであると思われる。

長野県看護大学の事務職員一人当たりの人件費は7.0百万円であり、国公立の平均値と概ね一致している。

このように、人件費の単価が高くないにもかかわらず学生一人当たりの負担額が大きくなっている原因は、長野県看護大学が単科大学であるため学生数が385名と少なく、規模が小さいためであると思われる。

## イ 会計情報分析

長野県の財務会計において看護大学は一般会計に含まれている。大学にかかる予算は看護大学で執行されているが、人件費等は県庁で執行されている。また、歳入についても、証紙収入は県の一般財源として受け入れられており、大学の決算額を見ただけでは大学運営にかかる歳入額及び歳出額を把握することはできない。

そこで、看護大学と県庁それぞれにおける過去5年間の歳入及び歳出の決算額調べを入手し、大学にかかるすべての歳入歳出額を一覧化することにより、看護大学の財務状況を把握し、財務分析を実施した。

(単位：円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入	証紙収入	21,782,900	19,326,900	20,210,500	22,040,900	25,894,100
	入学科	21,742,200	19,274,700	20,148,900	21,981,900	25,845,300
	証明書	40,700	52,200	61,600	59,000	48,800
	使用料及び手数料	197,001,648	206,354,726	194,878,536	203,846,336	212,171,789
	諸収入	1,211,470	1,212,854	1,170,249	9,741,570	1,228,783
	歳入計 (A)	219,996,018	226,894,480	216,259,285	235,628,806	239,294,672
歳出	報酬	4,003,750	3,995,800	4,094,000	4,275,400	4,141,100
	給与費	533,839,000	523,259,000	512,906,057	513,802,346	507,843,177
	給料	358,940,000	344,890,000	340,726,383	339,709,346	343,666,074
	職員手当等	174,899,000	178,369,000	172,179,674	174,093,000	164,177,103
	共済費	652,070	546,580	537,526	492,204	543,783
	賃金	8,951,640	8,450,290	8,942,260	7,801,020	7,980,910
	報償費	7,516,285	6,933,689	6,972,151	6,901,516	7,007,159
	旅費	21,571,620	18,673,805	19,091,018	18,708,610	18,703,859
	交際費	0	0	0	0	0
	需用費	110,966,767	107,340,000	102,314,461	103,816,000	97,797,936
	役務費	13,973,814	15,382,400	12,720,853	10,427,244	12,749,235
	委託料	55,455,272	45,170,438	43,315,698	35,617,396	24,330,846
	使用料及び賃借料	19,975,978	19,256,000	19,469,269	22,678,610	20,930,797
	工事請負費	0	0	0	871,500	0
	備品購入費	9,812,355	6,612,795	6,684,251	7,948,174	6,443,532
	負担金・補助金及び交付金	810,468	811,610	896,788	882,330	784,202
	公課費	63,000	138,600	63,000	75,600	63,000
歳出計 (B)	787,592,019	756,571,007	738,007,332	734,297,950	709,319,536	

差引 (C=A-B)	△567,596,001	△529,676,527	△521,748,047	△498,669,144	△470,024,864
地方交付税 (D)	608,908,000	1,133,937,000	747,826,000	733,656,000	696,969,000
交付税加算後差引額 (E=C+D)	41,311,999	604,260,473	226,077,953	234,868,856	226,944,136
学生一人当たり負担額	△1,470,456	△1,351,216	△1,417,794	△1,333,340	△1,220,844
学生一人当たり負担額 (交付税有)	107,026	1,541,481	614,342	628,307	589,465

(出典「看護大学の収入決算額」「看護大学費の節別決算額」)

(注1) 歳入額及び歳出額は県庁所管課執行額と大学執行額の合計である。

(注2) 共済組合負担金等、県庁で一括して負担している金額は含まれていない。

(注3) 学生数については「第3章 1.(4) イ学生数の推移」(12頁)を参照のこと。

#### (ア) 内容の検討

##### a 歳出額の状況

歳出額は平成14年度から平成18年度にかけて減少傾向にあり、平成18年度の歳出額は平成14年度と比較して90%まで減少している。

これは、「第2章 長野県の財政状況」で述べたように、長野県の厳しい財政状況をうけて予算の減額が行われているものと考えられる。

##### b 歳入額の状況

歳入額は2億1千万円から2億4千万円の間で推移している。平成18年度は県内出身の学生の入学料が141,000円から211,500円に改正されたため、証紙収入のうち入学料は、前年度と比較して3,863千円の歳入増となっている。

##### c 学生一人当たりの負担額

表からも明らかなように、長野県看護大学は年間7億円以上の歳出があるが、一方で入学料や授業料のような自己収入は2億1千万円から2億4千万円しかなく、自己収入で補いきれない部分については県民が負担していることになり、負担額は平成18年度で4億7千万円である。

これらの数値を学生一人当たりで見ると、平成18年度の歳出額が1,842千円であるのに対して歳入額は621千円にとどまっており、県民の負担額は1,220千円となる。

##### d 地方交付税について

長野県が県立大学の運営をするにあたり、国から地方交付税が措置される。

看護大学にかかる基準財政需要額は学生数に補正係数を乗じた補正後の学生数に単

位費用を乗じることで算出される。補正係数と単位費用は毎年度総務省より示されるため、県の意思により金額を決定することはできない。

また、措置された交付額は看護大学以外にかかる交付税と合わせて一般財源として受け入れられており、看護大学の基準財政需要額のうちどの程度の金額が大学費として予算措置されているかは不明である。

今回の財務分析にあたっては、基準財政需要額の全額が国より措置され、その全額が大学費に充当されているという仮定のもとに交付税額分を控除した後の県民の負担額を算出したところ、看護大学の毎年の歳出額はその全額が自己収入と地方交付税で賄われており、県民の負担額は発生しないという結果が得られた。これは、国が定める看護学部の補正係数が4.1～7.8と高く設定されているため、実際の学生数の4～7倍の人数を用いて基準財政需要額の算定を行うためである。

(単位：人、千円)

年度	学生数	補正係数	補正後の数	単位費用	基準財政需要額
14	386	4.129	1,594	382	608,908
15	392	7.861	3,073	369	1,133,937
16	368	6.084	2,239	334	747,826
17	374	6.370	2,382	308	733,656
18	385	6.630	2,553	273	696,969

(出典「長野県看護大学に係る基準財政需要額」)

なお、地方交付税は、地方公共団体が行政サービスを提供する上で必要となる財源のうち、当該地方公共団体自身の税収入では補いきれない部分を保障する機能を有している。長野県の財政力指数(必要な財源に対する自己収入の割合)は平成17年度の実績値で0.40であるから、県が必要とする財源のうち60.0%について地方交付税が措置されると考えられる。

財政力指数を加味した場合の平成18年度における県民負担額は以下の表のとおりである。地方交付税交付額は418,181,400円(=696,969千円×60%)となり、県民の負担額が51,843千円(学生一人当たり134千円)発生することになる。

歳入歳出差引額(A)	△470,024,864円
地方交付税交付額(B)(注)	418,181,400円
交付税加算後差引額(C=A+B)	△51,843,464円
学生一人当たり負担額(交付税有)(C/385名)	△134,658円

(注)「基準財政需要額×{1-0.40(長野県の財政力指数)}」として算出した。

e 人件費の状況

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
人件費	547,446,460	536,251,670	526,479,843	526,370,970	520,508,970

報酬、給与費、共済費、賃金を人件費の範囲として分析を行ったところ、人件費は毎年度 5 億 2 千万円から 5 億 5 千万円の間で推移しており、大きな変動は見られない。これは、給与額は「一般職の職員の給与に関する条例」及び「長野県学校職員の給与に関する条例」にもとづき決定されるため、予算執行部局の努力により削減できる性質の経費ではないためである。

f 経費の状況

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
歳出合計 (A)	787,592,019	756,571,007	738,007,332	734,297,950	709,319,536
人件費 (B)	547,446,460	536,251,670	526,479,843	526,370,970	520,508,970
経費 (A-B)	240,145,559	220,319,337	211,527,489	207,926,980	188,810,566
平成 14 年度に 対する割合	100.0	91.7	88.1	86.6	78.6

歳出総額から「e 人件費の状況」で掲げた人件費を控除した差引額を経費の範囲として分析を行ったところ、経費は 5 年間で減少を続けており、平成 18 年度の歳出額は約 1 億 9 千万円であり、平成 14 年度の歳出額 2 億 4 千万円と比較して 78.6%まで削減されている。

これは県として予算額を削減したことに加え、予算の執行部局である看護大学が予算の執行状況を把握しながら削減の努力を行ったことによるものと思われる。

(イ) 財務成績の把握の必要性

看護大学の予算は一般会計に含まれており、また、予算執行部局も県庁の所管課と看護大学に分かれている。

現在は予算執行後にそれぞれの部局で決算額調を作成し、両者を合算して看護大学としてどのぐらいの歳入及び歳出があったのかを把握しているが、費目ごとの分析等は行われていない。

県の財政が逼迫するなかで、今後も予算の減少傾向は続くものと考えられる。予算が削減されていくなかで、どのように効率的な事務運営を行うか、大学の質を保つためにはどの経費を節約すべきなのか等を検討する際には大学の置かれている状況を正



確に把握することが必要である。

また、今後の大学の在り方のひとつとして地方独立行政法人化を検討する際の必要経費の見積りにあっても、現在の歳出額との比較は必要になると考えられる。

少なくとも、看護大学にかかる歳入歳出のすべてを集計し、発生した金額を把握しておくことはいかなる検討を行ううえでも必要になるであろう。

## (2) 地方独立行政法人会計基準に基づいた財務諸表の試算

長野県看護大学が平成 18 年 4 月 1 日をもって地方独立行政法人へ移行したという仮定のもと、「(1) 財務分析の結果」で使用した会計数値に加え、入手可能な財務数値にもとづいて財務諸表の作成を行った。

ここで作成した財務諸表は県において作成される歳入歳出決算書とは異なり、減価償却費を計上したり、出納整理期間に処理された歳入歳出額を未収入金または未払金に計上したりするなど、発生主義の考え方を採用したものとなっている。

### ア 作成した財務諸表

作成した財務諸表は以下のとおりである。

- (ア) 貸借対照表
- (イ) 損益計算書
- (ウ) 行政サービス実施コスト計算書

なお、キャッシュ・フロー計算書は 1 会計期間における資金収支の流れを明らかにする書類であり、歳入歳出決算書と類似する点も多いことから、作成する財務諸表からは除外した。

### イ 財務諸表の作成方針

- (ア) 財務諸表は、平成 18 年 4 月 1 日を承継日と仮定し、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに発生した取引について、可能な限り地方独立行政法人会計基準に基づいた会計処理を行うことにより作成したものである。
- (イ) 作成の根拠とした財務数値は、平成 17 年度及び平成 18 年度の歳入歳出決算額を使用しているほか、必要に応じて内部事務総合システムのデータを使用している。これらの財務数値は、長野県財務規則により処理された数値であるため、地方独立行政法人会計基準を採用するにあたっては一定の仮定にもとづく処理や計算を行っている。これらの処理や計算のうち、具体的な説明を要するものについては、「ウ 財務諸表」の各財務諸表の末尾に注記することとする。
- (ウ) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。文中の割合は全て円単位の金額をもとに計算している。

ウ 財務諸表

(ア) 貸借対照表

平成 19 年 3 月 31 日現在における長野県看護大学の貸借対照表は以下のとおりである。

(単位：千円)

<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	6,672,954	固定負債	234,962
有形固定資産	6,672,954	資産見返負債	
土地	1,097,076	資産見返運営費交付金等	15,244
建物	5,492,305	資産見返寄付金	722
建物減価償却累計額	△161,769	資産見返物品受贈額	184,314
構築物	—	長期未払金	34,681
構築物減価償却累計額	—		
工具器具備品	61,960	流動負債	37,414
工具器具備品減価償却累計額	△11,679	運営費交付金債務	—
図書	195,061	預り金	—
無形固定資産	—	未払金	37,414
ソフトウェア	—		
		負債合計	272,377
		<b>【資本の部】</b>	
流動資産	35,491	資本金	
現金及び預金	34,890	地方公共団体出資金	6,588,852
未収学生納付金収入	—	資本剰余金	
未収入金	600	資本剰余金	—
		損益外減価償却累計額	△161,592
		利益剰余金	
		当期末処分利益	8,808
		(うち当期総利益)	8,808)
		資本合計	6,436,068
資産合計	6,708,445	負債資本合計	6,708,445

(注 1) 土地の金額は、平成 18 年 4 月 1 日現在における県有財産台帳上の再評価額を用いている。

(注 2) 固定資産のうち償却資産については、県有財産台帳及び物品管理簿上の取得価額を基礎として、取得から平成 17 年度末までの期間について法人税法の規定にもとづく耐用年数によって減価償却計算を行った未償却残高を用いている。なお、平成 18 年 4 月 1 日現在における未償却残高が 50 万円以上のものを資産計上した。

(注3) 平成18年4月1日に県から承継した資産のうち、土地、建物は現物出資されたものとして、これらに対応する金額を資本金として計上し、土地、建物以外の固定資産は県から無償譲与されたものとした。

(注4) リースにより使用している固定資産のうちファイナンス・リース取引に該当するものについては固定資産として計上するとともに、リース代金の未払額について長期未払金及び未払金として負債に計上した。

(注5) 図書の内容は、開学から平成18年度末までの図書購入累計額を計上した。

(イ) 損益計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日における長野県看護大学の損益計算書は以下のとおりである。

(単位：千円)

経常費用			
業務費			
教育研究経費	63,079		
減価償却費（教育研究）	11,354		
教員人件費	435,552		
職員人件費	84,956		
奨学費	3,616	598,559	
一般管理費			
一般管理費	100,130		
減価償却費（一般管理）	501	100,632	
経常費用合計			699,191
経常収益			
運営費交付金収益		454,599	
授業料収益		202,455	
入学金収益		25,845	
検定料収益		7,690	
受託研究等収益		—	
寄附金収益		555	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	180		
資産見返寄附金戻入	127		
資産見返物品受贈額戻入	816	1,124	
雑益			
学校財産貸付料収入	5,830		

雑益	1,268	7,099	
経常収益合計			699,371
経常利益			179
臨時損失			
承継消耗品費		198,267	198,267
臨時利益			
物品受贈益		198,267	
債権受贈益		8,629	206,896
当期純利益			8,808
当期総利益			8,808

(注1) 運営費交付金

大学の予算においては支出と収入の差額について県費が充当されている。同様に、財務諸表試作においても、その県費相当額が運営費交付金として交付されたものと仮定した。

(注2) 平成18年4月1日に県から承継した資産のうち、承継時点の未償却残高が50万円未満のものについては、資産計上は行わず「承継消耗品費」として費用処理するとともに、これらに対応する金額を「物品受贈益」として収益計上した。

(ウ) 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書は、地方独立行政法人の業務運営に関して県民等の負担に帰せられるコストを集約して表示するものであり、県からの出資や県の財産等を利用することにより生じる機会費用等、損益計算書には計上されないコストも表示される。平成18年4月1日から平成19年3月31日における長野県看護大学の行政サービス実施コスト計算書は以下のとおりである。

(単位：千円)

I. 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	598,559		
一般管理費	100,632		
臨時損失	198,267	897,459	
(2) (控除) 自己収入等			
授業料収益	△202,455		
入学金収益	△25,845		
検定料収益	△7,690		
受託研究等収益	—		
寄附金収益	△555		
資産見返寄附金戻入	△127		
雑益	△7,099	△243,774	
業務費用合計			653,685
II. 損益外減価償却相当額			161,592
III. 引当外退職給付増加見積額			24,349
IV. 機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された			
使用料による貸借取引の機会費用			
		107,382	107,382
V. 行政サービス実施コスト			947,010

(注1) 引当外退職給付増加見積額は、平成17年度末及び平成18年度末における退職金要支給額の差額を計上した。

(注2) 機会費用は、地方公共団体出資金と資本剰余金の期中平均残高に、平成18年度末における10年もの国債利回りを乗じて算出した。

## エ 財務諸表の検討

### (ア) 建物

建物の簿価は、5,492,305 千円となっており、総資産に占める割合は 81.8%と非常に高くなっている。取得価額は 7,221,299 千円であり、償却率は 23.9%に留まっている。これは、看護大学は平成 7 年に開学して以来、10 年あまりしか経っていないこと、また建物の耐用年数は 19～50 年と長いことが原因である。

建物の取得価額が高いため、メンテナンスや将来の大規模修繕及び更新に、多額の費用が発生する可能性がある。「第 6 章 監査の結果に添えて提出する意見 6. 計画修繕の必要性」(92 頁)で述べるとおり、建物の長期修繕計画を立てた上で、大規模修繕及び更新にかかる財源の確保に努める必要がある。

### (イ) 工具器具備品

工具器具備品は取得原価 276,249 千円に対し、簿価は 61,960 千円となっており、償却率は 77.6%と高くなっている。看護大学は開学の前後で備品の大半を購入しており、今後、故障の時期が重なる可能性がある。計画的な備品の更新が必要であると考えられる。

なお、これについては「第 6 章 監査の結果に添えて提出する意見 5. 物品の取得及び更新計画について」(91 頁)にて、後述することとする。

### (ウ) 運営費交付金収益

県からの一般財源措置額である運営交付金収益は 454,599 千円となっており、経常収益の 65.8%を占めている。運営費交付金への依存度は 50%を超えており、将来、運営交付金の交付額が削減された場合、現状の水準で看護大学を運営するには、自主財源の確保や経費の更なる削減が不可欠となる。

### (エ) 行政サービス実施コスト

行政サービス実施コストとは、県民等の負担に帰せられるコストを表したものである。行政サービス実施コストには実際の歳出額のほかに、損益計算書上には表れない機会費用も含めた費用が含まれる。

平成 18 年度の行政サービス実施コストは 947,010 千円であり、これを学生一人当たりコストに換算すると 2,459 千円となる。「(1) 財務分析の結果 イ 会計情報分析」(31 頁)で算出した平成 18 年度の歳入額と歳出額の差引額、つまり県民が負担する金額は 470,024 千円、学生一人当たり換算すると 1,220 千円であり、これらの金額と比較して行政サービス実施コストは約 2 倍の金額となっている。

このように、県民が負担することになる金額には実際の歳出額の外に、潜在的なコストも存在しており、見える経費に加えて見えない経費の把握に努めるべきである。

## 2. 長野県短期大学

### (1) 財務分析の結果

#### ア 財務数値の比較

国立の短期大学（国立大学法人。以下「国立短期大学」という）、公立短期大学（公立大学法人を含む）及び私立短期大学と比較した長野県短期大学の財務数値は以下の表のようになっている。

（単位：百万円）

項目	国立	公立	私立	長野県短期大学
大学数（校）	10	42	418	1
学生数（人）	1,643	14,347	198,502	576
教員数（人）	244	1,209	10,531	48
教員一人当たり学生数（人）	6.7	11.9	18.8	12.0
職員数（人）	140	361	6,481	12
職員一人当たり学生数（人）	11.7	39.7	30.6	48.0
うち事務職員数（人）	111	324	—	9
事務職員一人当たり学生数（人）	14.8	44.3	—	64.0
教職員数合計（人）	384	1,570	17,012	60
教職員一人当たり学生数（人）	4.3	9.1	11.7	8.9
授業料収入他	916	4,915	200,759	220
入学金及び入学検定料	203	1,249	29,525	58
小計	1,119	6,164	230,284	278
支出総額	4,348	22,781	278,288	628
うち減価償却費	—	—	33,112	—
差引支出額	4,348	22,781	245,176	628
うち教職員人件費	2,591	11,862	156,352	497
教職員人件費のうち教員人件費	1,964	9,125	109,391	402
教職員人件費のうち事務職員人件費	591	2,270	—	56
収入に対する教職員人件費率（%）	232%	192%	68%	179%
教職員一人当たりの総支出額	11.3	14.5	14.4	9.7
教員一人当たり人件費	8.0	7.5	10.4	8.4

事務職員一人当たり人件費	5.3	7.0	—	6.2
学生一人当たり人件費負担額	1.6	0.8	0.8	0.9

(注1) 長野県短期大学の財務数値は平成18年度のデータによっている。

なお、短期大学の収支金額には、付属幼稚園にかかる金額は含まれていない。

(注2) 国立短期大学及び公立短期大学（公立大学法人を含む）の数値は「平成17年度学校基本調査報告書」及び「平成18年度学校基本調査報告書」によっており、以下の点に留意されたい。

- ・ 大学数、学生数、教職員数は平成17年5月1日のものである。
- ・ 教員数及び職員数は本務者の人数である。
- ・ 教員人件費及び職員人件費は本務者の給与であり、共済組合負担金、退職死傷手当は含まれていない。
- ・ 収支金額は平成17年度の実績値によっている。
- ・ 収支金額には附属病院、附属研究所等にかかる金額は含まれていない。

(注3) 私立短期大学の数値は「平成18年度今日の私学財政 大学・短大編」によっており、以下の点に留意されたい。

- ・ 大学数、学生数、教職員数は平成17年5月1日のものである。
- ・ 教員数及び職員数は専任者の人数である。なお、事務職員の人数は適切なデータを得られなかったため、比較対象外とした。
- ・ 人件費には退職給付引当金及び退職金は含まれていない。
- ・ 授業料収入等は、入学金を除く学生生徒納付金によっている。

(注4) 「収入に対する教職員人件費率」及び「学生一人当たり人件費負担額」の算定には、「うち教職員人件費」に記載した数値を使用している。

#### (ア) 教員一人当たりの学生数について

教員一人当たりの学生数を算定すると、長野県短期大学は12.0人となる。国立短期大学の平均は6.7人であるが、国立短期大学は医療技術等の実習や実験が必要となる学科を設置している大学が多く、教員数にも影響があると考えられることから、比較の対象を公立短期大学と私立短期大学に限定して比較することとした。公立短期大学の平均は11.9人、私立短期大学の平均は18.8人であることを考慮すると、長野県短期大学の教員配置は概ね平均的であり、少なくとも他の短期大学並みの教員配置を行っていると見ることができる。

なお、長野県短期大学の教員の構成割合は以下の表①のとおりである。表②に掲げた全国の短期大学における類似学科の教員構成割合と比較すると、多文化コミュニケーション学科及び幼児教育学科は似通った教員構成となっていることがわかる。生活科学科では、全国平均と比較して講師の割合が低く、助手の割合が高くなっているが、これは栄養士を養成する健康栄養専攻課程において、実習を行う授業のために助手の



人数を充実させているためであると考えられる。

表① 長野県短期大学の教員構成割合（人数、（ ）内は構成比）

	教授	助教授	講師	助手
多文化コミュニケーション学科	8 (38.1%)	8 (38.1%)	4 (19.0%)	1 (4.8%)
生活科学科	5 (27.8%)	5 (27.8%)	1 (5.5%)	7 (38.9%)
幼児教育学科	3 (33.3%)	3 (33.3%)	2 (22.3%)	1 (11.1%)
合計	16 (33.3%)	16 (33.3%)	7 (14.6%)	9 (18.8%)

（出典「平成 18 年度長野県短期大学の概況」）

表② 全国の類似学科を設置する短期大学の教員構成割合

	教授	助教授	講師	助手
人文（その他）	46.5%	31.4%	20.1%	2.0%
食物学	36.0%	24.4%	19.8%	19.8%
幼稚園教育	39.2%	30.3%	27.9%	2.6%
合計	39.9%	29.5%	25.1%	5.5%

（出典「平成 17 年度学校基本調査報告書」）

#### （イ） 事務職員一人当たりの学生数について

事務職員一人当たりの学生数を算定すると、長野県短期大学は事務職員一人で 64.0 人の学生を受け持っている計算となり、国立短期大学の平均 14.8 人、公立短期大学の平均 44.3 人を大きく上回っている。

長野県短期大学によると、学生への対応のうち一部の業務については、ゼミの教員の協力を得ているとのことであるが、多くの業務は事務職員が担当しており、事務負担が大きくなっている可能性がある。

#### （ウ） 学生一人当たりの教職員人件費

学生一人が負担することとなる教職員人件費は、国立短期大学では 1.6 百万円、公立短期大学及び私立短期大学では 0.8 百万円であるのに対し、長野県短期大学では 0.9 百万円となっており、公立短期大学の平均額とほぼ同額となっている。

長野県短期大学の教員一人当たりの人件費を見ると 8.4 百万円であり、国公立短期大学の平均額である 7.5～8.0 百万円よりも高額である。これは、勤続年数の長い教員が比較的多いことが影響しているものと考えられる。

長野県短期大学の事務職員一人当たりの人件費は 6.2 百万円であり、国公立短期大学の平均額である 5.3～7.0 百万円の中に納まっており、平均的な支出額であると考えられる。

## イ 会計情報分析

看護大学と同様に、短期大学も長野県の財務会計においては一般会計に含まれている。大学にかかる予算は短期大学で執行されているが、人件費等は県庁で執行されている。また、歳入についても、証紙収入は県の一般財源として受け入れられており、大学の決算額を見ただけでは大学運営にかかる歳入額及び歳出額を把握することはできない。

そこで、短期大学と県庁それぞれにおける過去5年間の歳入及び歳出の決算額調べを入手し、大学にかかるすべての歳入歳出額を一覧化することにより、短期大学の財務状況を把握し、財務分析を実施した。

(単位：円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入	証紙収入	41,309,050	46,037,500	42,891,900	48,373,000	59,934,100
	入学審査料	13,285,600	14,940,000	15,480,000	20,091,200	18,594,000
	入学料	27,920,900	30,987,500	27,321,500	28,167,800	41,250,900
	証明書	102,550	110,000	90,400	114,000	89,200
	使用料及び手数料	204,762,100	213,106,902	215,549,000	226,547,000	237,547,310
	諸収入	4,477,205	3,881,326	4,367,000	1,758,000	1,798,080
	歳入計 (A)	250,548,355	263,025,728	262,807,900	276,678,000	299,279,490
歳出	報酬	13,525,050	13,626,800	14,305,800	18,394,750	18,049,300
	給与費	547,972,000	522,201,000	506,995,000	513,553,000	534,659,700
	給料	358,779,220	335,746,715	329,064,003	320,457,625	343,359,147
	職員手当等	189,192,780	186,454,285	177,930,997	193,095,375	191,300,553
	共済費	1,205,147	1,474,086	1,025,905	1,314,305	1,242,625
	賃金	9,452,080	7,486,930	7,685,098	8,551,300	9,391,150
	報償費	223,155	308,055	166,555	170,900	1,021,640
	旅費	6,990,845	8,364,381	6,908,805	6,472,656	7,003,096
	交際費	60,000	50,000	30,000	20,000	6,300
	需用費	40,855,255	48,296,154	45,949,354	45,799,094	45,851,228
	役務費	2,522,429	2,438,069	2,639,901	3,346,936	5,590,027
	委託料	7,891,597	7,962,528	7,294,234	7,602,315	7,469,280
	使用料及び賃借料	8,626,987	8,871,711	8,516,772	8,500,121	9,436,550
	工事請負費	9,416,400	3,202,500	3,657,150	5,886,300	—
	備品購入費	8,463,900	11,009,019	9,435,951	9,445,746	6,480,050
	負担金・補助金及び交付金	711,153	763,557	2,931,594	1,143,752	1,864,057
	公課費	—	50,400	—	50,400	—

歳出計 (B)	657,915,998	636,105,190	617,542,119	630,251,575	648,065,003
差引 (C=A-B)	△407,367,643	△373,079,462	△354,734,219	△353,573,575	△348,775,080
地方交付税 (D)	311,330,000	314,757,000	297,594,000	291,676,000	292,929,000
交付税加算後差引額 (E=C+D)	△96,037,643	△58,322,462	△57,140,219	△61,897,575	△55,846,080
学生一人当たり負担額	△767,171	△705,254	△664,296	△654,766	△605,512
学生一人当たり負担額 (交付税有)	△180,862	△110,250	△107,004	△114,625	△96,955

(出典「税外収入状況」「長野県短期大学予算執行状況」)

(注1) 歳入額及び歳出額は県庁所管課執行額と大学執行額の合計である。

(注2) 共済組合負担金等、県庁で一括して負担している金額は含まれていない。

(注3) 学生数については「第3章 2.(4) イ学生数の推移」(23頁)を参照のこと。

#### (ア) 内容の検討

##### a 歳出額の状況

歳出額は平成14年度から平成18年度にかけて6億1千万円から6億6千万円の間で推移している。平成16年度は職員手当等の歳出額が他の年度と比較して少なかったため歳出総額も6億1千万円強にとどまっている。平成18年度の歳出額が前年度と比較して増加しているが、これは短期大学が平成18年度より地域連携事業(現代GP)に参加したことにより、当該事業にかかる予算措置が行われたためであり、大学管理費及び教育研究費の歳出額には前年度と比較して大きな増減はみられない。

##### b 歳入額の状況

歳入額は2億5千万円から3億円の間で推移している。平成18年度は県内出身の学生の入学料が84,600円から126,900円に改正されたため、証紙収入のうち入学料は前年度と比較して13,083千円の歳入増となっている。また、平成18年度より幼児教育学科に専攻科が設置されたことにもなって、専攻科の授業料及び入学審査料、入学料を合わせて20,398千円の歳入増となっている。

##### c 学生一人当たりの負担額

表からも明らかなように長野県短期大学は年間6億円以上の歳出があるが、一方で入学料や授業料のような自己収入はおよそ半分の3億円弱しかなく、自己収入で補いきれない部分については県民が負担していることになり、その額は平成18年度で約3億5千万円である。

これらの数値を学生一人当たりで見ると、平成 18 年度の歳出額が 1,125 千円であるのに対して歳入額は 519 千円にとどまっており、県民の負担額は 605 千円となる。

#### d 地方交付税について

長野県が県立大学の運営をするにあたり、国から地方交付税が措置される。

短期大学にかかる基準財政需要額は学生数に補正係数を乗じた補正後の学生数に単位費用を乗じることで算出される。補正係数と単位費用は毎年度総務省より示されるため、県の意思により金額を決定することはできない。

また、措置された交付額は短期大学以外にかかる交付税と合わせて一般財源として受け入れられており、短期大学の基準財政需要額のうちどの程度の金額が大学費として予算措置されているかは不明である。

今回の財務分析にあたっては、基準財政需要額の全額が国より措置され、その全額が大学費に充当されているという仮定のもとに交付税額分を控除した後の県民の負担額を算出したところ、短期大学にかかる県民の負担額は 56 百万円であり、学生一人当たり直すと年間で 97 千円を県民が負担しているという結果になった。全額とまではいかないものの、歳入不足額の 85% 近くを補う金額が交付されていると言える。

(単位：人、千円)

年度	学科	学生数	補正係数	補正後の数	単位費用	基準財政需要額 (注)
14	文科系	354	1.33584	473	382	311,330
	家政系	177	1.93292	342		
15	文科系	353	1.34729	475	369	314,757
	家政系	176	2.14756	378		
16	文科系	357	1.34862	481	334	297,594
	家政系	177	2.31192	410		
17	文科系	363	1.42	515	308	291,676
	家政系	177	2.44	432		
18	文科系	396	1.51	598	273	292,929
	家政系	180	2.64	475		

(出典「短期大学に係る地方交付税と予算額の推移」)

(注) 文科系及び家政系の学生数の補正後の数の合計に、単位費用を乗じて算定している。

なお、財政力指数を加味した場合の平成 18 年度における県民負担額は以下の表のとおりである。地方交付税交付額は 175,757,400 円となり、県民の負担額が 173,017 千円 (学生一人当たり 300 千円) 発生することになる。これについては、「1. 長野県看護大学 (1) イ (ア) d 地方交付税について」(32 頁) を参照のこと。

歳入歳出差引額 (A)	△348,775,080 円
地方交付税交付額 (B) (注)	175,757,400 円
交付税加算後差引額 (C=A+B)	△173,017,680 円
学生一人当たり負担額 (交付税有) (C/576 名)	△300,378 円

(注)「基準財政需要額×{1-0.40(長野県の財政力指数)}」として算出した。

#### e 人件費の状況

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
人件費	572,154,277	544,788,816	530,011,803	541,813,355	563,342,775

報酬、給与費、共済費、賃金を人件費の範囲として分析を行ったところ、人件費は 5 億 3 千万円から 5 億 8 千万円の間で推移している。給与額は「一般職の職員の給与に関する条例」及び「長野県学校職員の給与に関する条例」にもとづき決定されるため、予算執行部局の努力により削減できる性質の経費ではなく、必要額が措置されているため、各年度の増減に問題はないものと考えられる。

#### f 経費の状況

(単位：円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
歳出合計 (A)	657,915,998	636,105,190	617,542,119	630,251,575	648,065,003
人件費 (B)	572,154,277	544,788,816	530,011,803	541,813,355	563,342,775
経費 (A-B)	85,761,721	91,316,374	87,530,316	88,438,220	84,722,228

歳出総額から「e 人件費の状況」で掲げた人件費を控除した差引額を経費の範囲として分析を行った。経費の金額は最も多い平成 15 年度で 91 百万円、最も少ない平成 18 年度で 84 百万円となっており、年度により支出額に多少の差はあるものの、5 年間の平均では毎年 87 百万円が支出されている計算になる。年度による差額は修繕費によるものであり、修繕費予算が措置された年度は支出額が多くなっている。

##### (イ) 財務成績の把握の必要性

看護大学と同時に、短期大学の予算は一般会計に含まれており、また、予算執行部局も県庁の所管課と短期大学に分かれている。

現在は予算執行後にそれぞれの部局で決算額調を作成し、両者を合算して短期大学としてどのぐらいの歳入及び歳出があったのかを把握しているが、費目ごとの分析等は行われていない。

県の財政が逼迫するなかで、今後も予算の減少傾向は続くものと考えられる。また、

短期大学は施設の老朽化に伴う大規模修繕や、四年制大学化、地方独立行政法人化の検討など、必要額を見積もって検討すべき大きな課題を抱えており、これらの検討にあたっては現在の歳入歳出額との比較は当然行われるべきである。

少なくとも、短期大学にかかる現時点での歳入歳出のすべてを集計し発生した金額を把握しておくことは、いかなる検討を行ううえでも必要になるであろう。

## (2) 地方独立行政法人会計基準に基づいた財務諸表の試算

長野県短期大学が平成18年4月1日をもって地方独立行政法人へ移行したという仮定のもと、「(1) 財務分析の結果」で使用した会計数値に加え、入手可能な財務数値にもとづいて財務諸表の作成を行った。

### ア 作成した財務諸表

「1. 長野県看護大学 (2) 地方独立行政法人会計基準にもとづいた財務諸表の試算 ア 作成した財務諸表」(35頁)を参照のこと。

### イ 財務諸表の作成方針

「1. 長野県看護大学 (2) 地方独立行政法人会計基準にもとづいた財務諸表の試算 イ 財務諸表の作成方針」(35頁)を参照のこと。

ウ 財務諸表

(ア) 貸借対照表

平成 19 年 3 月 31 日現在における長野県短期大学の貸借対照表は以下のとおりである。

(単位：千円)

<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	2,266,307	固定負債	394,627
有形固定資産	2,266,307	資産見返負債	
土地	1,079,231	資産見返運営費交付金等	6,639
建物	830,863	資産見返寄附金	—
建物減価償却累計額	△39,594	資産見返物品受贈額	387,988
構築物	—	長期未払金	—
構築物減価償却累計額	—		
工具器具備品	14,480	流動負債	9,249
工具器具備品減価償却累計額	△6,243	運営費交付金債務	—
図書	387,572	預り金	46
無形固定資産		未払金	9,201
ソフトウェア	—		
		負債合計	403,876
		<b>【資本の部】</b>	
流動資産	8,096	資本金	
現金及び預金	7,537	地方公共団体出資金	1,909,265
未収学生納付金収入	—	資本剰余金	
未収入金	558	資本剰余金	—
		損益外減価償却累計額	△39,502
		利益剰余金	
		当期未処分利益	765
		(うち当期総利益)	765)
		資本合計	1,870,527
資産合計	2,274,404	負債資本合計	2,274,404

(注 1) 土地の金額は、平成 18 年 4 月 1 日現在における県有財産台帳上の再評価額を用いている。

(注 2) 固定資産のうち償却資産については、県有財産台帳及び物品管理簿上の取得価額を基礎として、取得から平成 17 年度末までの期間について法人税法の規定にもとづく耐用年数によって減価償却計算を行った未償却残高を用いている。なお、平成 18 年 4 月 1 日現在における未償却残高が 50 万円以上のものを資産計上した。

(注3) 平成18年4月1日に県から承継した資産のうち、土地、建物は現物出資されたものとして、これらに対応する金額を資本金として計上し、土地、建物以外の固定資産は県から無償譲与されたものとした。

(注4) リースにより使用している固定資産のうちファイナンス・リース取引に該当するものについては固定資産として計上するとともに、リース代金の未払額について長期未払金及び未払金として負債に計上した。

(注5) 図書の内容は、平成18年度の図書購入実績額をもとに1冊当たり単価の平均額を算出し、平成18年度末の所蔵冊数を乗じて算出した。

(イ) 損益計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日における長野県短期大学の損益計算書は以下のとおりである。

(単位：千円)

経常費用		
業務費		
教育研究経費	28,542	
減価償却費(教育研究)	6,113	
教員人件費	419,495	
職員人件費	110,745	
奨学費	4,030	568,926
一般管理費		
一般管理費	42,303	
減価償却費(一般管理)	222	42,525
経常費用合計		611,452
経常収益		
運営費交付金収益		324,227
授業料収益		222,206
入学金収益		40,311
検定料収益		18,594
受託研究等収益		1,000
寄附金収益		—
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	375	
資産見返寄附金戻入	—	
資産見返物品受贈額戻入	1,358	1,734



雑益			
学校財産貸付料収入	2,499		
雑益	642	3,141	
経常収益合計			611,215
経常利益			△236
臨時損失			
承継消耗品費		142,513	142,513
臨時利益			
物品受贈益		142,513	
債権受贈益		1,002	143,515
当期純利益			765
当期総利益			765

(注1) 運営費交付金

大学の予算においては支出と収入の差額について県費が充当されている。同様に、財務諸表試作においてもその県費相当額が運営費交付金として交付されたものと仮定した。

(注2) 平成18年4月1日に県から承継した資産のうち、承継時点の未償却残高が50万円未満のものについては、資産計上は行わず「承継消耗品費」として費用処理するとともに、これらに対応する金額を「物品受贈益」として収益計上した。

(ウ) 行政サービス実施コスト計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日における長野県短期大学の行政サービス実施コスト計算書は以下のとおりである。

(単位：千円)

I. 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	568,926		
一般管理費	42,525		
臨時損失	142,513	753,965	
(2) (控除) 自己収入等			
授業料収益	△222,206		
入学金収益	△40,311		
検定料収益	△18,594		
受託研究等収益	△1,000		
寄附金収益	—		
資産見返寄附金戻入	—		
雑益	△3,141	△285,253	
業務費用合計			468,712
II. 損益外減価償却相当額			39,502
III. 引当外退職給付増加見積額			58,430
IV. 機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された			
使用料による貸借取引の機会費用			
		31,176	31,176
V. 行政サービス実施コスト			597,822

(注1) 機会費用は、地方公共団体出資金と資本剰余金の期中平均残高に、平成18年度末における10年もの国債利回りを乗じて算出した。

## エ 財務諸表の検討

### (ア) 建物

建物は、取得価額 1,788,367 千円に対し、簿価は 830,863 千円となっており、償却率は 53.5%となっている。減価償却が相当進んでおり、大規模修繕の必要性が高まっていることが読み取れる。

### (イ) 工具器具備品

工具器具備品は取得原価 132,272 千円に対し、簿価は 14,480 千円となっており、償却率は 89.1%と高くなっている。計画的な備品の更新が必要であると考えられる。

なお、これについては「第6章 監査の結果に添えて提出する意見 5. 物品の取得及び更新計画について」(91 頁)にて、後述することとする。

### (ウ) 運営費交付金収益

運営費交付金収益は 324,227 千円であり、経常収益の 53.0%を占めている。看護大学ほどの水準ではないものの、やはり運営費交付金への依存度は高い。将来、運営費交付金の交付額が削減された場合、自主財源の確保や経費の更なる削減が必要となる可能性が高い。

### (エ) 行政サービス実施コスト

平成 18 年度の行政サービス実施コストは 597,822 千円であり、これを学生一人当たりコストに換算すると 1,037 千円となる。「(1) 財務分析の結果 イ 会計情報分析」(44 頁)で算出した平成 18 年度の歳入額と歳出額の差引額、つまり県民が負担する金額は 348,775 千円、学生一人当たり換算すると 605 千円であり、これらの金額と比較して行政サービス実施コストは約 1.7 倍の金額となっている。

このように、県民が負担することになる金額には実際の歳出額の他に、潜在的なコストも存在しており、見える経費に加えて見えない経費の把握に努めるべきである。

## 第5章 監査の結果

看護大学及び短期大学における財務に関する事務の執行及び事務の管理方法についての監査の結果は以下のとおりである。

### 1. 長野県看護大学

#### (1) 収入

##### ア 入学審査料・入学金・授業料

##### (ア) 概要

学生の授業料は、原則として一括納付であるが、年額の4分の1に相当する額を次の各号に掲げる期の区分に従い、当該各号に定める月の所定の期日に納付して行うことが出来る（長野県看護大学の授業料等に関する規則【以下、「授業料等規則」という。】第3条）。

第1期（4月1日から6月30日まで） 4月

第2期（7月1日から9月30日まで） 7月

第3期（10月1日から12月31日まで） 10月

第4期（1月1日から3月31日まで） 1月

休学の場合については、授業料月額に休学に入る日の前日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を減免する。退学等の場合については、年額の12分の1に相当する額に、退学した日の属する月の翌月から当該学年の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を減免する。また、経済的理由により納付が困難であると認める学生については、知事が納付が困難と認める額を減免する（授業料等規則第4条）。

なお、授業料等の額については、「第3章 監査対象の概要 1. (4) オ 授業料等」（15頁）を参照のこと。

##### (イ) 監査手続

授業料にかかる事務手続等が適正に実施されているかを検証するため、歳入調定決議書をはじめとする関係証憑を閲覧するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。

##### (ウ) 監査結果

18年度の入学審査料（7,690千円：407名分）、入学料（25,845千円：115名分）及び授業料の調定額（198,660千円：381名分）のうち、18年4月3日（在校生分）及び4月5日（新生、3年編入生、大学院新生分）の調定分につき調定決議書と突合した結果、金額は一致していた。また、入学審査料、入学料及び授業料について、各3件ずつサンプルを抽出し、収入額は看護大学条例で定められた金額と一致している

か、調定決議書の計上額と収入済通知書の金額は一致しているか、及び債権消し込みが適正に行われているか確認したところ、いずれも問題はなかった。なお、「第4章 1.

(1) イ 会計情報分析」(31頁)における18年度の「使用料及び手数料」212,171千円は、授業料198,660千円、入学審査料7,690千円のほか、寄宿料5,664千円(「(7) ずらん寮 ア 概要」(70頁)を参照のこと)及び行政財産使用料157千円を合計した金額である。

授業料の減免者にかかる資料(申し込みから減免決定まで)を通査し、県看護大学の授業料等に関する規則に基づき正しく減免手続きが行われていることを確認した。また、減免にかかる調定額が減免決定額と一致していることを確認した。なお18年度にかかる減免者は7名(いずれも授業料全額免除)であった。

#### イ 延滞債権(収入未済額調)

納入期限日から1ヶ月程度経過しても授業料を支払わない学生には、文書にて督促している。それでも支払われない場合は電話で督促する。

納入の遅延が発生するのは年間2~3件程度であり、当該学生も督促を受けて出納整理期間までには入金している。大学創立以来18年度まで、不納欠損を行った実績はないことを確認した。

また19年8月現在、18年度から繰り越している債権はないことを確認した。

## (2) 支出

### ア 人件費

#### (ア) 概要

教職員の人件費は、本庁で予算計上され、看護大学に集計される支出とは別扱いになっている。非常勤講師手当については、各非常勤講師が記入した出勤表のデータをもとに、教務課で支給内訳書を作成し、総務課が出勤表と支給内訳書の内容の一致を確認した上で事務局長の決裁を受け、賃金支払の登録処理を行う。職員にかかる超過勤務手当の支払については、定時より前に当日の残業予定時間を職員が県の統一システムである内部事務総合システムに入力し、事務局長の事前承認を受ける。実際の超過勤務時間が予定時間と異なる場合は、翌日、該当の職員が実際超過勤務時間を精算入力する。

超過勤務、年次休暇取得、出張など通常勤務と異なる勤務内容を内部事務総合システムに入力する場合は、職員個人に付与されているIDとパスワードの入力が必要となる。

住宅手当、扶養手当、通勤手当等は、教職員が根拠書類とともに申請書を総務課に提出する。総務課では申請書のデータを内部事務総合システムに入力し、事務局長の決裁を受ける。

#### (イ) 監査手続

教職員については、18年6月の給与台帳からサンプルを抽出し、諸手当の支給額について申請書類と一致しているか、確認した。また職員に支払われた超過勤務手当についても、18年6月の給与台帳からサンプルを抽出し、該当の職員から適切に「事前申請」が「内部事務総合システム」に入力され承認されているかを確認した。さらに支出負担行為決議書の金額と照合し、事前申請の金額と実際の支払額が一致していることを確かめた。

#### (ウ) 監査の結果

サンプルで選択した諸手当の支給額はいずれも、承認済みの申請書類の金額と一致していた。また超過勤務手当の支払額についても、承認済みの超過勤務申請に基づき、適正に支払われていることを確認した。

### イ 研究費

#### (ア) 受託研究費・共同研究費

##### a 概要

「受託研究」とは、看護大学において、学外機関から委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう（長野県看護大学受託研究取扱規程【以下、「受託研究取扱規程」という。】第2条）。また受託研究は、看護大学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障が生じないと認められる場合、またはより優れた研究成果を期待できる場合、受け入れるものとする（受託研究取扱規程第3条）。

一方、「共同研究」とは、学外機関から研究者及び研究経費を受け入れて、看護大学の教員が学外機関の研究者と共通の課題につき共同して行う研究をいう（長野県看護大学共同研究取扱規程【以下、「共同研究取扱規程」という。】第2条）。また、看護大学の教育・研究上有意義であり、本来の教育・研究に支障が生じないと認められる場合、あるいは優れた研究成果を期待できる場合に受け入れるものとする（共同研究取扱規程第3条）。

##### b 監査手続

「受託研究」及び「共同研究」の事務処理の内容を把握し、当該処理が法令・条例等に準拠して運用されているか否かを検証するため、18年度に受け入れた受託研究（2件）につき、「研究申込書」「研究計画書」の内容を検討するとともに、教授会の審議状況を確認した上で、「研究契約書」、「収納済一覧表」、「歳入歳出決議書」、「調定入力結果表」等の内容を照合するとともに、「研究完了報告書」の有無を確認した。

なお、関係証憑を閲覧するとともに、必要に応じて、関係職員に対してヒアリングを

実施した。

c 監査の結果

18年度の受託研究（2件）は以下のとおりである。

研究テーマ	研究概要	寄付金額	相手先
女性の睡眠における、環境湿度が睡眠パターンに及ぼす影響について	各種温熱環境及び付加的環境下における成人女性の睡眠パターンへの影響の解明	3,000 千円	特定非営利活動法人 健康化学研究センター
振動型マッサージが及ぼす生理・心理学的効果	振動型マッサージベッドが人間の心身に及ぼす効果の実験的検証	2,000 千円	タカノ(株)

上記の受託研究について、一連の事務手続きが受託研究取扱規程に則って適正に行われていることを確認した。

なお、18年度において共同研究の実績はゼロであった。

(イ) 科学研究費補助金

a 概要

「科学研究費補助金」とは、人文科学、社会科学、自然科学の全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い研究者による学問的意義についての評価）による審査を得て、独創的・先覚的な研究に対して助成が行われるものである。

助成は研究者に文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会から直接なされるが、補助金の管理や諸手続は研究者の所属する研究機関による機関管理が義務づけられている。

b 監査手続

文部科学省の競争的研究資金である科学研究費補助金について、看護大学が獲得した研究案件ごとに、文部科学省及び日本学術振興会が定める応募ルール及び使用ルールに基づいて適正に処理されているか、確認した。

c 監査の結果

18年度、交付を受けたのは文部科学省交付分が1件（継続）、日本学術振興会交付分が8件（継続7件、新規1件）である。いずれも、交付団体である文部科学省及び日本学術振興会のマニュアルに沿って、交付内定通知の受理、研究者への通知、交付申請書類の提出、補助金の受領、実績報告書、科学研究費補助金支出状況一覧の提出等、

一連の事務手続は応募ルール及び使用ルールに基づいて適切に処理されていることを確認した。なお、補助金は一旦、学長名義の口座に振り込まれたのち、看護大学事務局で研究者ごとに担当教授名義の口座へ振り込む。当該銀行口座は事務局が管理しており、補助金からの物品購入及びその他の支出についてはいずれも事務局長決裁を経て執行されていることを確認した。当該補助金で執行された請求書などの証憑は、その他の予算執行の証憑とは区分して保管され、預金通帳も金庫にて適正に保管されていた。

当該補助金によって取得された固定資産は、研究の終了後、長野県財務規則第 170 条、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基礎研究等）取扱要領第 19 条及び文部科学省科学研究費補助金取扱規程第 16 条に沿って、適切に県側に寄付されていることを、寄付申込書及び関連書類を閲覧して確認した。なお、18 年度における科学研究費補助金直接経費により購入した設備等で、看護大学が寄付受入した固定資産または重要物品は以下のとおりである。なお、科学研究費補助金で購入した物品は、10 万円以上のものを備品として受け入れているが、内部事務総合システム内の「備品一覧データ」には含めず、備品管理票を作成して別に管理している。

品目	取得価額	数量	取得年月日
解析プログラム	850,500 円	1	18 年 7 月 20 日
レーザー血流計	166,950 円	1	18 年 8 月 2 日
パーソナルコンピュータ	147,350 円	1	19 年 3 月 27 日
パーソナルコンピュータ	241,500 円	1	19 年 3 月 30 日

#### (ウ) 研究費の配分

##### a 概要

教育研究費は、教員に配分される研究費であり、平成 18 年度では当初予算ベースで 99,801 千円であった。この研究費の原資は、外部調達である受託研究・共同研究にかかる研究費収入を除く収入である。教員には「一般研究費」と「特別研究費」が割り当てられるが、「一般研究費」は講座単位に割り当てられ、各講座で自由に使える予算であり、各講座の所要額を大学事務局が取りまとめて予算要求額を作成し、教授会の承認を経た上で、県庁衛生部を経由して財政課へ提出する。財政課での審査を経て決定した予算措置額に対し、大学事務局では予算措置率（＝予算措置額÷予算要求額）を算定し、各講座の予算要望額に措置率を乗じて予算配分案を作成する。事務局で作成した予算配分案は教授会での承認を経て決定され、各講座へ配分している。看護大学では教員の職位によって配分率を定めており、他大学と比較して、看護大学は職位ごとの配分比率の差が少ないことが特色である。これは若い教員にも研究の機会を多く与えるための配慮である。



一方、「特別研究費」は「長野県看護大学特別研究費配分基準」に基づき、学際的、講座横断的な共同研究であり、かつその研究の成果が県の施策や県民に資することが期待できるものであることを条件に、一研究当たり原則として 100 万円以内として配分している。

研究費については、各教員からの申請があり、大学内に設置された企画委員会の審査を経た研究計画に基づく所要額を事務局で取りまとめて予算要求額を作成し、県庁衛生部を経由して財政課へ提出する。財政課での審査を経て決定した予算措置額に対し、事務局では予算措置率（＝予算措置額÷予算要求額）を算定し、各教員の予算要望額に措置率を掛けて配分案を作成する。事務局で作成した予算配分案は教授会での承認を経て決定される。事務局は研究テーマごとに予算額の執行管理表を作成し、予算残額や執行超過の状況を把握している。

#### b 監査手続

研究費の配分は法令及び規則等に従って適切に行われているか、また教授会で配分が決定される場合は、配分の決定にあたって客観的な指標等が用いられているか、及び研究費が他の目的に流用されていないかを確認した。さらに、各教員の研究効果について、どのような検証がなされているかを確認した。

#### c 監査の結果

事務局で作成した教授会提出用の予算配分案と、教授会で承認された予算配分決定額を照合したところ、おおむね一致していた。調整が行われている部分については、予算措置率と各教員の専門研究にかかる理由によるものである。

事務局で管理している教員ごとの 18 年度の予算額の執行管理表を査閲したところ、執行超過額や目的外の流用は見られなかった。

本来であれば、研究成果を定性的・定量的指標によって測定し、翌年度の予算配分に反映させる方法が望ましいと考えられるが、現在は予算配分額に対する研究成果の測定は行われていない。研究成果の測定方法の開発は将来における検討課題である。

#### ウ 委託料等

##### (ア) 概要

県が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させる方が効率的なものについては、業務委託を実施している。委託契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び長野県財務規則第 136 条より、予定価格が 100 万円を超える取引は競争入札によることが義務付けられ、100 万円以下の取引については、随意契約が可能である。また、予定価格が 100 万円を超える場合でも、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の規定により、その性質又は目的が競争入札に適しないものについては、随意契

約が認められている。

なお随意契約の場合、長野県財務規則第 136 条の 2 より、2 人以上の者から見積書を入手しなければならないが、以下の場合、一者随意契約によることができる。

- ・ 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- ・ 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。
- ・ 1 件の予定価格が 10 万円未満のものであるとき。
- ・ 2 人以上から見積書を入手することが適当でないとき。

随意契約の場合でも、入札と同様、予定価格を設定する。業者からの見積価格がこれを下回らなければ、契約を締結することができない。1 者からのみ見積価格を入手する場合においてもそれは同様である。

#### (イ) 監査手続

平成 18 年度の委託料の内訳を入手の上、業務の内容は委託に適しているか否か、一般競争入札及び随意契約の区分けは妥当か、一般競争入札の場合は、長野県財務規則に定められた方法に則って適正に実施されているか、落札率等において異常な数値は見られないか、随意契約による場合はその根拠は適正か、前年度も特定業者に委託したからという理由だけで随意契約していないか、契約書は委託内容に合致したものが作成されているか、以上について監査を実施した。

#### (ウ) 監査の結果

##### a 一般競争入札について

平成 18 年度の委託料のうち、一般競争入札に該当したのは、清掃及び設備管理業務、消防用設備保守点検業務及び環境衛生管理業務の 3 件である。一般競争入札にかかる手続は長野県財務規則に則って適正に実施されており、予定価格調書及び入札の必要書類はいずれも、適正に作成もしくは入手されていた。また委託契約書及び清掃業務仕様書は委託内容に合致したものが作成されていた。一般競争入札における予定価格、落札価格、落札率、入札参加者数及び落札までの入札価格は以下のとおりである。環境衛生管理業務の落札率が 40%を下回るなど全般的に低かったが、特に異常なものは認められなかった。

委託事業の名称	予定価格	落札価格	落札率	入札参加者数	落札までの回数
清掃及び 設備管理業務	12,867 千円	9,429 千円	73.3%	7 者	1 回
消防用設備 保守点検業務	1,626 千円	840 千円	51.2%	4 者	1 回
環境衛生管理業務	1,682 千円	630 千円	37.5%	3 者	1 回

なお、平成 14～18 年度の委託料総額と、清掃及び設備管理業務にかかる支払金額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
委託料総額	50,051	45,133	43,315	35,617	24,330
平成 14 年度 に対する割合	100.0	90.2	86.5	71.2	48.6
うち清掃料	31,500	25,200	25,200	11,550	9,429
平成 14 年度 に対する割合	100.0	80.0	80.0	36.7	29.9
入札の種類	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	一般競争入札	一般競争入札

平成 14 年度から 18 年度にかけて、委託料総額は 50,051 千円から 24,330 千円へ、25,720 千円 (△51.3%) 減少している。そのうち清掃料は 31,500 千円から 9,429 千円へ 22,071 千円 (△70.1%) 減少しており、委託料総額の減少分の 86%は清掃料の下落分となっている。

清掃料は指名競争入札から一般競争入札へ変更された平成 17 年度に、前年度に比べて 54.2%も下落した。平成 18 年度も下落傾向は続き、平成 14 年度の清掃料を 100 とすると平成 18 年度の清掃料は 29.9 となり、この 5 年間で 7 割以上支払額が減少したことになる。

平成 18 年度の落札業者は、看護大学の清掃業務を初めて受託した。看護大学によると、この業者は清掃業務の仕様書に定められた作業内容を実施したものの、拭き掃除が不十分な点が多々見られたため、大学事務局に苦情が多く寄せられ、事務局側は業者に対し再三、注意を与えたとのことである。

長野県においては公共工事及びそれに関連する委託業務については、入札価格のほか業者の品質確保能力や技術力といった点も評価基準に含めている。一方、清掃業務や警備業務など公共工事には関連しない業務委託契約については、予定価格を下回っている限り最も安い入札価格を出した業者が自動的に落札する仕組みになっている。

また、県は条例第 59 号「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」において、「庁舎の管理に係る契約その他の経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結する必要があるもの」については、長期継続契約を認めているが、看護大学においては、単年度契約を締結している。

したがって、清掃業務等の一般競争入札における入札評価方法及び契約対象期間については、考慮すべき点があると考えられるため「第 6 章 監査の結果に添えて提出する意見」(89 頁)において後述する。

b 随意契約について

平成 18 年度の随意契約の明細は以下のとおりである。

委託事業の名称	委託料	委託内容
昇降機保守点検業務	1,764 千円	エレベーター設備 2 基の保守点検
空調設備保守点検業務	1,843 千円	空調設備の保守点検業務
自家用電気工作物保安管理業務	796 千円	自家用電気工作物の保守点検業務
前期実習送迎バス運転業務	802 千円	実習時学生送迎
後期実習送迎バス運転業務	366 千円	実習時学生送迎
警備業務	1,260 千円	警備業務
医療系産業廃棄物処理業務	256 千円	医療系廃棄物の処理
学校医業務	373 千円	学校医
清掃業務	370 千円	障害者団体による清掃業務
植栽管理業務	1,816 千円	植栽管理
学生結核健康診断業務	234 千円	結核健康診断業務
学生血液検査業務	408 千円	貧血検査、B 型肝炎抗原抗体検査
図書館業務システム保守点検業務	630 千円	図書館業務システム保守点検
学内 LAN 外部アクセス機能保守	1,146 千円	学内 LAN 回線アクセス制御機能点検
AV 設備保守点検業務	840 千円	AV 設備保守点検

長野県においては、「性質又は目的が競争入札に適さないもの」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）、「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」（県財務規則第 136 条の 2 第 1 項第 1 号）、「予定価格が一定価格を下回っているとき」（県財務規則第 136 条第 1 項第 1 号）のいずれかに該当する場合、一般競争入札ではなく随意契約によることができるとされている。上記の随意契約はいずれも、これらの要件のどれかを満たしていると判断したうえで契約が締結されていることを確認した。

しかし、警備業務については「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」として随意契約を結んでいるが、19 年度は先に述べた「長期継続契約」に切り替えると同時に、随意契約ではなく一般競争入札を実施している。したがって 18 年度において随意契約を選択した根拠は薄いといわざるを得ない。

また、昇降機保守点検業務、空調設備保守点検業務及び自家用電気工作物保安管理業務については、「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」という理由により、随意契約によって設備の納入業者に保守点検業務を発注している。しかし、当該委託業務に対して一般競争入札を実施する自治体や独立行政法人も出てきている。現在随意契約を締結している委託業務について、発注可能な他の業者がいるか調査の上、一般競争入札の導入の余地があると判断されれば、可能な限り一般競争入札へ切り替えるべきである。

### c 契約方法の単位について

学生結核健康診断業務及び学生血液検査業務については同じ日に開催するにもかかわらず、別の業者と契約を結んでいる。結核健康診断業務と血液検査業務を一括して契約する方が事務手続きも効率化するうえ、委託料も下がる余地がある。

したがって、一括契約と個別契約それぞれについて見積りを入手し、どちらか有利か比較検討のうえ委託料の削減を図るべきである。

## (3) 図書館

### ア 概要

長野県看護大学附属図書館は、図書総数 52,217 冊、雑誌 912 種類（いずれも平成 19 年 3 月 31 日現在）を所有しており、平成 18 年度の年間入館者数は 37,444 名、年間貸出冊数は 14,366 冊となっている。年間の受入冊数は 4,571 冊で、うち購入が 2,409 冊、寄贈・その他が 2,162 冊である。

図書の購入方針は、原則として看護学に関する図書は網羅的に収集している。それ以外の書籍については、専従職員である 2 名の図書館司書が、教員が出したリクエスト及び授業内容を勘案の上、購入するか否かを決定している。なお、予算が限られているため、教員 1 名当たりのリクエスト冊数は上限を設けている。購入した本のリストは月 1 回開催される図書委員会に提出して、事後承認を受けている。

学生及び学外者は 1 名につき 5 冊、院生及び教授は 1 名につき 10 冊、借りることができ、貸出期限は 2 週間である。平日の開館時間は、5～12 月第 1 週までは午前 9 時～午後 9 時、4 月及び 12 月第 2 週～3 月は午前 9 時～午後 7 時となっており、土曜日は、5～12 月第 1 週までに限り、午前 9 時～午後 4 時まで開いている。ただし、春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間における開館時間は、午前 9 時～午後 5 時である。

図書は購入時に「図書館業務システム」に登録され、貸出の都度、システムに登録される。また、講座の研究費から購入した図書については、購入時にシステムに登録された後、各講座のある研究室に移される。したがって図書館の図書は、館内にあるもの、貸出中のもの、研究室にて保管されているもの、の 3 種類に分けられる。

### イ 監査手続

図書の管理が財務規則等に従って適切に行われているか、図書館業務システムにある図書台帳と実際の在庫の突合せ（棚卸）が適切に行われているか、所在不明の図書や延滞している図書について適切な対応がなされているか、図書の選定及び購入は適切に行われているか、研究費から購入された図書について、適切に管理されているか、以上について監査を実施した。

## ウ 監査の結果

### (ア) 図書の管理について

図書館では毎年3月、1週間閉館して3名で棚卸を実施している。平成19年3月31日現在、54冊（購入金額合計120千円）の図書が所在不明となっており、うち20冊（同43千円）は平成18年度に新たに不明となった図書である。図書館の入り口には貸出手続をしていない図書の持ち出しを防ぐため、無断持出警報装置が設置されているが、この装置が正常に作動しないことがあり、導入業者に点検してもらうこともあるという。

平成18年度新たに不明となった図書の中には、高価な書籍も含まれている。また図書が不明になれば教員及び学生が当該図書を利用できなくなる不便が生じる。したがって図書の棚卸について、「第6章 監査の結果に添えて提出する意見」（91頁）において後述することとする。

貸出中の図書については、授業が行われている間は毎日、「貸出図書 未返却一覧」というリストを図書館業務システムから出力し、内容を確認している。学内者が図書を延滞している場合は、毎日掲示板に滞納者の名前を貼り出して返却を促している。学外者が滞納している場合は、葉書や電話などで督促している。延滞図書については適切な対応が取られていると判断した。ただし、平成19年8月28日現在、学生に対し17年に貸し出したまま未返却となっているものが5冊、18年に貸し出したまま未返却となっているものが8冊あった。長野県看護大学附属図書館利用規程第19条によると、貸出中の図書館資料を紛失、汚損又は破損した利用者はこれを弁償しなければならない。したがって、当該図書については、学生に早急に返却しない理由を確認し、学生側に弁償責任がある場合は適切な処理をすることが必要である。

講座の研究費から購入された図書については、保管場所や貸出可・不可などが変更になればその都度、図書館業務システムの情報を更新している。当該図書の棚卸については講座によって自主的に実施しているところもあるが、図書館が主体となって棚卸を実施したことはこれまで一度もない。したがって、講座の研究費から購入された図書に対する棚卸について、「第6章 監査の結果に添えて提出する意見」（91頁）において後述することとする。

### (イ) 図書の選定及び購入について

平成18年度に購入された図書について、選定及び購入にかかる書類を確認したところ、県財務規則に従って適切に処理されていた。図書の購入先は、大学生協のほか、松本の専門書店、地元書店、大手書店及び出版社から直接購入であった。このうち、大学生協及び松本の専門書店については割引制度があるが、それ以外は無いとのことである。近年、インターネット通販による図書の購入が広がりを見せており、購入金額に応じてポイントがつくためボリュームディスカウントが期待できる。しかし、ク

レジットカードによる決済など、県財務規則では認められていない決済方法が求められ、現状では利用できないとのことである。

#### (4) 固定資産・備品

##### ア 概要

公有財産は行政財産及び普通財産に分類される。行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（地方自治法第 238 条第 4 項）。公有財産の主なものは不動産（土地及び建物）である。財産管理者は、公有財産記録簿を作成し、公有財産を管理する必要がある（県財務規則第 213 条）。

一方、備品とは、その性質により又はその形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物を指し、物品に分類される（県財務規則第 214 条第 1 項第 1 号）。なお自動車及び取得価額 200 万円以上の機械器具・仮設物は重要物品に分類される（県財務規則第 218 条第 1 項）。備品は備品原簿を作成の上（県財務規則第 218 条の 3）、品名及び取得年月日等を記載した備品表示票を備品に添付し（県財務規則第 222 条の 2）、管理する必要がある。財産管理者は、毎年 3 月 31 日現在においてその所管に属する備品の数量について、備品集計表を作成しなければならない（県財務規則第 243 条）。

##### イ 監査手続

土地については、土地台帳と登記簿謄本を突合し、土地が正しく登記されているか確認した。建物については、現地を実査し、建物台帳と校舎等建物配置図を突合して、建物台帳に正しく記録されているか確認した。

備品については備品台帳を閲覧し、分類及び一般物品・重要物品の区別が正しくなされているか、保管場所及び管理職員が適正に記録されているか、確認した。また、棚卸が適切に実施されているか、廃棄備品の処理は適正か、今後必要となる備品の更新及び新規取得について、適切な計画が立てられているか、監査を実施した。さらに、遊休となっている公有財産の有無を確認したほか、物品にかかるリース契約の一覧表を閲覧し、契約及び手続が法令等に従って適切に行われているか、確認した。

## ウ 監査の結果

### (ア) 土地及び建物

土地について土地台帳である「財産管理者別県有財産一覧表」と登記簿謄本を突合した結果、以下の土地について、台帳面積と登記面積が異なっていた。

所在地	分類	用途区分	台帳面積	登記面積	差引面積
駒ヶ根市東町	普通財産	東町職員宿舎	290.62 m <sup>2</sup>	288.77 m <sup>2</sup>	1.85 m <sup>2</sup>
駒ヶ根市東町	普通財産	東町職員宿舎	3,133.89 m <sup>2</sup>	3,133.75 m <sup>2</sup>	0.14 m <sup>2</sup>

この原因は、駒ヶ根市の市道拡幅に伴い、平成 19 年 7 月に駒ヶ根市へ差引面積部分だけ売却したことによる。公有財産の土地、建物に数量等の移動があった場合には、県財務規則第 211 条より、その都度、公有財産異動報告書を総務部長に提出することとされ、その結果が毎年 3 月中旬に総務部が作成する「財産管理者別県有財産一覧表」に反映される。よって、上記の土地の県有財産一覧表上の面積は 20 年 3 月 31 日までに修正される予定である。これ以外に、台帳面積と登記面積が異なっている土地は無かった。したがって、土地台帳に記載されている全ての土地について、適正に登記がなされていると判断した。

建物について、建物台帳に記載されている物件は、現地調査及び校舎等建物配置図の内容と一致していた。しかし、県有財産一覧表と校舎等建物配置図の面積には以下の差異があった。

建物名	建物面積 (単位: m <sup>2</sup> )		差異原因 (B)に含まれていない場所
	県有財産 一覧表(A)	校舎等建物 配置図(B)	
管理棟	2,242.13	2,181.38	機械室、電気室
教育研究棟	9,079.39	8,896.14	機械室、公庫
体育館	893.68	749.68	器具庫、教官室、倉庫
学生寄宿舍 A 棟	1,116.46	1,074.22	機械室、階段
学生寄宿舍 B 棟	1,387.98	1,372.98	階段

校舎等建物配置図は定期点検報告書（「(5) 固定資産の大規模修繕」(68 頁) 参照のこと）の内容を補助的に説明するために用いられるもので、点検報告書を構成するものではないが、県有財産一覧表上の面積と異なるのは混乱のおそれがあるため、面積を修正することが望ましい。

なお、看護大学に確認したところ、平成 19 年 8 月現在、遊休となっている土地及び建物はないとのことである。現地調査によって、遊休状態となっている不動産がないことを確認した。



#### (イ) 備品

備品について、「備品一覧データ」を閲覧し、名称、規格、取得価格、取得年月日、管理職員、保管場所、使用状態等のデータが全て記載されていることを確認した。「備品一覧データ」に記載されている使用状態は全て「使用中」となっており、遊休状態になっている備品はないことを確認した。また、現地調査により、明らかに遊休状態と見られる備品がないことを確認した。なお、平成18年度は廃棄した備品はなかった。平成19年8月、重要物品である車両を廃棄したため、参考として関連書類を閲覧したところ、県財務規則第235条に定める遊休物品登録決議書が起案・承認され、県の内部事務総合システムに3ヶ月間登録されたが、引取り先が見つからなかったため、県財務規則第237条に定める物品不用決定決議書の起案・承認を経て適正に廃棄処分されたことを確認した。

なお、備品の棚卸は毎年11～12月に実施し、「備品一覧データ」に反映させている。平成18年度の棚卸結果集計表の書類を閲覧し、棚卸が適正に行われ、差異があるものについてはきちんとその原因を調査していることを確認した。

#### (ウ) 物品の取得及び更新計画について

看護大学の備品の大半は、授業や研究の際に使われる医療衛生機器類や模型類、試験検査機器類、光学機器類などである。備品の多くは、開学に先立ち平成7年3月に購入されたものである。「備品一覧データ」には耐用年数の記載がなく、どの備品があとどのぐらい利用可能なかを判断する手がかりにはならない。看護大学においては看護の実技訓練や研究において備品の果たす役割は大きいため、備品が故障すれば教育や研究に支障を来すことになる。大学側は現在、予算が単年度主義であることから、毎年の予算要求の段階で、どの物品購入の予算を申請するか検討するのみである。しかし長野県の財政は「第2章 長野県の財政状況」に記したとおり、極めて厳しい状況が続いている。したがって、物品の取得及び更新計画の必要性について、「第6章 監査の結果に添えて提出する意見」(91頁)において後述することとする。

(エ) リース契約

平成18年度のリース契約は以下のとおりであった。

平成18年度貸借契約一覧表

貸借の名称	賃借料 (年額)	受託者	賃借期間
大学院生研究室パソコン 15台	円 767,340 (月額63,945)	エヌ・ティ・ティファイナンス㈱ 長野支店	平成17年4月1日～平成20年3月31日
大学院生研究室パソコン 9台	541,800 (月額45,150)	住信・松下フィナンシャルサービス㈱ 中部支店長野事務所	平成16年4月1日～平成19年3月31日
大学院生研究室パソコン 3台	142,380 (月額11,865)	住信・松下フィナンシャルサービス㈱ 中部支店長野事務所	平成18年6月1日～平成21年5月31日
大学院生研究室パソコン 5台	252,000 (月額21,000)	住信・松下フィナンシャルサービス㈱ 中部支店長野事務所	平成18年7月1日～平成21年6月30日
情報処理教室・LL教室教育用 パソコン等リース	8,244,180 (月額687,015)	富士通リース㈱	平成18年2月1日～平成23年3月31日
図書館業務システムリース	1,549,800 (月額129,150)	エヌ・ティ・ティファイナンス㈱長野 支店	平成17年4月1日～平成24年3月31日
図書館業務システム用パソコンリース	937,440 (月額78,120)	エヌ・ティ・ティファイナンス㈱長野 支店	平成17年4月1日～平成24年3月31日
複写機リース (教育研究棟3・4階)	単価契約 (1枚白黒1,89円、7/8*7-42.63円)	㈱マルエス→長野リコー㈱	平成18年4月1日～平成21年3月31日
複写機リース (事務局・図書館)	単価契約 (1枚白黒1,89円、7/8*7-45.15円)	富士ゼロックス長野㈱	平成18年4月1日～平成21年3月31日

リース資産はパソコン、システム及び複写機である。県財務規則上、物品をリース契約するか、購入するかについて比較検討を義務付ける条項はない。実務上はシステム及び複写機については保守管理が必要であること、またパソコンも学内LANにつないで使用することから、トラブル防止のための保守管理が必要であると判断してリース契約を締結したということであった。したがって特に問題はないと判断した。

(5) 固定資産の大規模修繕

ア 概要

平成17年6月1日の建築基準法の改正により、国及び都道府県等が管理する一定の規模の建築物等、建築物の昇降機、その他の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検することが義務付けられた。従来、公共建築物は義務付けするまでもなく、当然適正に維持管理されているであろうという趣旨から定期調査は求められていなかった。しかし建築後、相当年数が経過した公共建築物が増え劣化の進行が想定されることから、既存建物の安全対策の強化を図るため、定期点検が義務付けられたものである。

これを受けて県住宅部より17年7月、県有施設管理者に対し定期点検を実施するよう、文書が発出された。この文書によると定期点検業務の流れは、以下のように定められている。

- i) 事前準備
  - ・ 資料、図面の整理
  - ・ 定期点検計画の確定
- ii) 定期点検実施

iii) 定期点検結果の判定

iv) 点検後処置

- ・ 次回の資料整備
- ・ 専門家への点検依頼
- ・ 緊急修繕・計画修繕

看護大学ではこれを受けて 19 年 1 月、県住宅部施設課と共同で定期点検を実施し、同年 3 月、定期点検報告書を看護大学事務局長へ提出した。

イ 監査手続

看護大学で実施した定期点検結果報告書を閲覧し、その後の処置が適切にとられているか、緊急修繕・計画修繕が適切に立てられているか、また工事請負等の契約事務が適切に行われているか、以上の点について監査を実施した。

ウ 監査の結果

19 年 1 月の定期点検により、構内の駐車場における土砂の流出、建物の壁や床の亀裂、壁の塗装はがれ、屋根の樋の詰まり等が確認された。これらの箇所については「B：軽微な対応を要する又は引き続き観察を続ける」あるいは「C：精密検査を要する」という判定が下され、C 判定の箇所については、業者に修理を依頼する等、適切な対応が取られていることを確認した。

しかし、B 判定が下された箇所について「定期点検の概要」で求められている「iv) 点検後処置」の「次回の資料整備」及び「緊急修繕・計画修繕」が作成されていない。「引き続き観察を続ける」として B 判定が下された箇所については、時間の経過とともに状況が進むことで C 判定へ移る可能性が高い。したがって B 判定が下された項目の洗い出し及びその後の対応についての「計画修繕」を作成し、次年度への申し送り事項とすべきである。計画修繕の必要性については「第 6 章 監査の結果に添えて提出する意見」(92 頁)において後述することとする。

なお、18 年度は工事請負にかかる契約事務はないことを確認した。

(6) 情報システム及び設備のセキュリティ

ア 概要

(ア) 情報システム

看護大学には、図書館、教育研究棟、管理棟、プール棟、すずらん寮、非常勤講師宿舎に学内 LAN が敷かれている。研究室とその他の共用スペースでは、仮想 LAN により LAN スイッチと呼ばれる機器の機能を利用して、LAN を分割している。サーバーは学外に設置し、サーバーのセキュリティ管理はアウトソーシングしている。学内

における利用が原則だが、教職員及び院生で希望者がいる場合は、インターネットエクスプローラなどの Web ブラウザに搭載されている SSL という仕組みを利用して、通信内容を暗号化し、インターネット上での盗聴や改ざんを防ぐ「SSL-VPN」技術を用いて、学外から LAN へ接続出来る ID、パスワード及び ID ファイルによる認証を付与している。また、パブリックサービスとして、図書館及び会議室等において無線 LAN 接続ができるようになっている。

情報処理演習室のパソコンからもインターネットへ接続できるが、仮想 LAN によって独立しており、ネットへの接続にはログインの ID、パスワードが必要である。

情報システムに関連する規程としては「県看護大学個人情報保護規程」のみ存在する。学内のセキュリティポリシーについては、現在、策定中である。

#### (イ) 設備のセキュリティ

教員の研究室は基本的に不在時には施錠することになっているが、オートロックではなく、マニュアルでの施錠管理となっている。サーバールームは図書館の開館時のみ入室可能であり、LAN スイッチ及びハブの設置されている場所には施錠がされている。また情報処理教室へ入室する際にはカードキーを使用する。

#### イ 監査手続

看護大学における情報システム及び設備のセキュリティが適切な状況であるか、検討する。

#### ウ 監査の結果

教員の研究室は上記で述べたようにマニュアルでの施錠管理となっている。教員は外出や帰宅時には必ず施錠するが、学内で一時的に研究室を留守にする場合は、施錠がされていない場合が多い。研究室には学生の成績等の個人情報や研究内容等の守秘義務を必要とする情報があるため、セミオートロック式の鍵を取り付けることを検討するべきではないかと考える。

これ以外に、早急に改善すべき問題は見当たらなかった。

#### (7) すずらん寮

##### ア 概要

看護大学のすずらん寮は看護大学の敷地内にあり、ワンルームマンションタイプで居室は 80 室である（全て 1 人部屋である）。新入生のうち、希望者が入学後 1 年間入居でき、毎年、新入生の 9 割以上が寮で生活している。

寄宿料は 1 人当たり 5,900 円／月で、入寮者に納付書を渡し、入寮者が県に納めるため、寄宿料は県の収入となる。一方、共益費は 1 人当たり 3,000 円／月で、各寮生

の銀行口座より引き落とされる。入寮者により構成される自治会が開設した銀行口座に振り込まれ、共有部分の管理費として使用される。したがって県の収入とはならない。

すずらん寮の管理は、看護大学の嘱託職員である学生支援員が担当しているが、基本的には寮の自治会が担当している。寮の警備については、看護大学が契約している警備会社が、定時巡回の際に寮周辺も巡回して異常の有無を確認している。

寮の各居室で使用される水道光熱費は寮生が個人で負担している。廊下や集会室など共有部分で使用される水道光熱費は、寮生が支払っている共益費から拠出している。また、居室内の備品（電球やシャワーカーテン等）の交換代金及び退去時の居室のクリーニング代も共益費で賄っている。

共益費の銀行口座の通帳は看護大学の学生支援員が管理しているが、日常の共益費の収支は寮の自治会に任せている。寮生は年度末の退去前に 1 年間の収支状況を取りまとめ、看護大学教務課に報告している。

居室に備え付けられている家具や設備（ベッド、机、チェスト、ミニキッチン、ユニットバス）の修理費用は県費で負担しているが、明らかに個人の過失によるものは当該学生に修理代を負担させている。

日常的に発生する経費についてはその大半を共益費から支払っており、県費により負担している費用は年間で約 200 千円である。

#### イ 監査手続

すずらん寮の管理の状況を確認し、すずらん寮で実際に掛かっている経費を集計する。その上で入寮者の現在の寮費の金額的妥当性について判断する。

#### ウ 監査の結果

すずらん寮の外観及び共有部分を視察した結果、清掃が行き届いていた。また廊下等の蛍光灯が切れていることもなく、適切な管理がなされている心証を得た。ただし実際に寮生が入居している居室部分については寮生個人の管理となっているため、視察は行えなかった。

寮費の金額的妥当性について、現在の寮費と学生数をもとに年間の寮費収入を計算すると約 5,664 千円であり、寮の維持管理のために県が負担している金額は「ア 概要」で述べたとおり年間 200 千円である。一方、発生主義で考えた場合、減価償却費を考慮に含める必要がある。したがって減価償却費を含めた場合の寮費の妥当性については、「第 6 章 監査の結果に添えて提出する意見」(93 頁)において述べることとする。

## 2. 長野県短期大学

### (1) 収入

#### ア 検定料・入学金・授業料

##### (ア) 概要

学生の授業料は、原則として一括納付であるが、分納の場合は年額の4分の1に相当する額を次の各号に掲げる期の区分に従い、当該各号に定める月の所定の期日に納付して行うものとする（長野県短期大学の授業料等に関する規則【以下、「授業料等規則」という。】第3条）。

第1期（4月1日から6月30日まで） 4月

第2期（7月1日から9月30日まで） 7月

第3期（10月1日から12月31日まで） 10月

第4期（1月1日から3月31日まで） 1月

休学の場合については、年額の12分の1に相当する額に休学に入る日の前日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を減免する。退学等の場合については、年額の12分の1に相当する額に、退学した日の属する月の翌月から当該学年の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を減免する。また、経済的理由により納付が困難であると認める学生については、知事が納付困難と認める額を減免する（授業料等規則第5条）。

なお、授業料等の額については、「第3章 監査対象の概要 2. (4) オ 授業料等」（25頁）を参照のこと。

##### (イ) 監査手続

授業料にかかる事務手続等が適正に実施されているかを検証するため、歳入調定決議書をはじめとする関係証憑を閲覧するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。

##### (ウ) 監査の結果

18年度の入学審査料（18,594千円：1,033名）、入学料（41,261千円：308名）及び授業料（218,176千円：568名）の調定額のうち、18年4月の調定分につき調定決議書と突合した結果、金額は一致していた。また、入学審査料、入学料及び授業料について、各3件ずつサンプルを抽出し、収入額は短期大学条例で定められた金額と一致しているか、調定決議書の計上額と収入済通知書の金額は一致しているか、及び債権消し込みが適正に行われているか確認したところ、いずれも問題はなかった。

授業料の減免者にかかる資料（申し込みから減免決定まで）を通査し、県短期大学の授業料等に関する規則に基づき正しく減免手続きが行われていることを確認した。

また、減免にかかる調定額が減免決定額と一致していることを確認した。なお 18 年度にかかる減免者は 11 名であった。

#### イ 遅延債権（収入未済額調）

夏ごろまでに授業料を支払わない学生には、学内での声掛け及び文書にて督促している。督促しても 12 月末までに支払われない場合は電話で督促する。学生への声掛けはゼミの教員等、当該学生の担当教員も行っている。最初は学生へ、次に保護者へ督促する。

学費未納の場合は卒業できないため、今までに不納欠損処理したことはないとのことである。

また 19 年 8 月現在、18 年度から繰り越している債権はないことを確認した。

### (2) 支出

#### ア 人件費

##### (ア) 概要

教職員の人件費は、本庁で予算計上され、短期大学で集計される支出とは別扱いになっている。非常勤講師手当については、各非常勤講師が記入した出勤表のデータをもとに、教務課で支給内訳書を作成し、総務課が出勤表と支給内訳書の内容の一致を確認した上で財務オンラインシステムに入力して事務局長の決裁を受け、賃金支払の登録処理を行う。職員にかかる超過勤務手当の支払については、定時より前に当日の残業予定時間を職員が県の統一システムである内部事務総合システムに入力し、事務局長の事前承認を受ける。実際の超過勤務時間が予定時間と異なる場合は、翌日、該当の職員が実際超過勤務時間を精算入力する。

超過勤務、年次休暇取得、出張など通常勤務と異なる勤務内容を内部事務総合システムに入力する場合は、職員個人に付与されている ID とパスワードの入力が必要となる。

住宅手当、扶養手当、通勤手当等は、教職員が内部事務総合システムに必要事項を入力の上、根拠書類とともに申請書を総務課に提出する。総務課の担当者は、給与支給時に、給与システムから出力する給与支給内訳書と、職員から提出された申請書を照合の上、申請内容が給与に反映されていることを確認する。

##### (イ) 監査手続

教職員については、18 年度の給与台帳からサンプルを抽出し、諸手当の支給額について申請書類と一致しているか、確認した。また職員に支払われた超過勤務手当については、18 年度の給与台帳からサンプルを抽出し、該当の職員から適切に「事前申請」が「内部事務総合システム」に入力され承認されているかを確認した。さらに支出負

担行為決議書の金額と照合し、事前申請の金額と実際の支払額が一致しているかを確かめた。

#### (ウ) 監査の結果

サンプルで選択した諸手当の支給額はいずれも、承認済みの申請書類の金額と一致していた。また超過勤務手当の支払額についても、承認済みの超過勤務申請に基づき、適正に支払われていることを確認した。

### イ 研究費

#### (ア) 受託研究費

##### a 概要

「受託研究」とは、短期大学において、学外機関から委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう（長野県短期大学受託研究取扱規程【以下、「受託研究取扱規程」という。】第2条）。また受託研究は、短期大学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障が生じないと認められる場合に受け入れるものとする（受託研究取扱規程第3条）。

##### b 監査手続

「受託研究」の事務処理の内容を把握し、当該処理が法令・条例等に準拠して運用されているか否かを検証するため、平成18年度に受け入れた受託研究につき、「研究申込書」「研究計画書」の内容を検討するとともに、教授会の審議状況を確認した上で、「研究契約書」、「収納済一覧表」、「歳入歳出決議書」、「調定入力結果表」等の内容を照合するとともに、「研究完了報告書」の有無を確認した。なお、関係証憑を閲覧するとともに、必要に応じて、関係職員に対してヒアリングを実施した。



c 監査の結果

過去3年間の受託研究の実績は以下のとおりである。

年度	研究テーマ	研究概要	寄付金額	相手先
18年度	リン酸化デキストリンの生理機能に関する研究	リン酸化デキストリンのミネラル吸収及びミネラル関連機能の探索	1,000千円	王子製紙(株)
17年度	キシロオリゴ糖の経腸栄養剤への応用	キシロオリゴ糖を含む経腸栄養剤を構築する際の基礎的な研究	1,000千円	王子製紙(株)
17年度	梓川地域特産「あずさ発芽玄米」健康調査	「あずさ発芽玄米」の日常、長期の摂取が住民の健康に及ぼす影響についての調査・検証	280千円	松本市
17年度	新型マイクロ水力発電装置の製作	河川等の流れの中に簡単に設置・利用できる小規模発電用水車及び発電装置開発のための研究	500千円	(株)ソリューテクノ
16年度	酸性キシロオリゴ糖の経腸栄養剤への応用	酸性キシロオリゴ糖の生理効果のメカニズムに関する基礎的研究ならびに経腸栄養剤への応用についての検討	1,000千円	王子製紙(株)

(出典「平成18年度受託研究一覧表」)

上記の表の18年度の受託研究である「リン酸化デキストリンの生理機能に関する研究」について、受託研究の申し込み、受入決定、受託研究契約及び研究の完了報告までの一連の事務手続きが受託研究取扱規程に則って適正に行われていることを確認した。また、委託者から提供された資金について、適正に調定決議書が起案・承認され、定められた期限内に委託者から資金を受領し、短期大学受託研究等交付金交付要綱に従い、短期大学から県への交付金申請に対し、県側から交付の決定が出されていることを確認した。なお、交付金の管理口座は短期大学の教務課長名義とされていること、受託研究収支簿が適切に作成され、交付額からの物品購入及びその他の支出についてはいずれも事務局長決裁を経て執行されていることを確認した。

## (イ) 教育研究奨学寄付金

### a 概要

教育研究奨学寄付金（以下、「奨学寄付金」という。）とは、短期大学における教育研究を奨励するために寄付される寄付金で、学長が次に掲げる経費に充てることを目的として受入れを決定した寄付金をいう（長野県短期大学教育研究奨学寄付金取扱規程【以下、「奨学寄付金取扱規程」という。】第2条）。

- ・ 教育・研究に要する経費
- ・ その他教育研究の奨励に必要な経費

奨学寄付金の申込者がいる場合は、短期大学の学長は、学長が任命した者で構成する審査機関へ諮り、適当と認めるときは受入を決定する（奨学寄付金取扱規程第5条）。なお、寄付金による研究の成果について、寄付者に報告を義務づけること、あるいは寄付金の使途について、寄付者が検査を行うこと等の条件が付されている寄付金は、奨学寄付金として受け入れないこととなっている（奨学寄付金取扱規程第3条）。

### b 監査手続

18年度受入実績がある場合は、奨学寄付金取扱規程に定められた手続に則って適切に処理されているかを確認した。

### c 監査の結果

18年度は奨学寄付金の受入実績はなかった。なお、過去3年間の受入実績は以下のとおりである。

年度	研究テーマ	研究概要	寄付金額	相手先
18年度	受入実績なし			
17年度	受入実績なし			
16年度	新型マイクロ水車の研究開発	河川等の流れの中に簡単に設置・利用できる小規模発電用水車及び発電装置開発のための研究	1,000千円	新潟ウオシントン(株)
16年度	揚げ油の変化についての研究と蒸し調理のレシピの研究	油こし器に用いる還元剤の油の劣化抑制効果についての研究及び3段重ねの電気蒸し器の調理特性についての研究	150千円	ファミリー・サービス・エイコー(株)アクア事業部

(出典「平成18年度教育研究奨学寄付金一覧表」)

## (ウ) 科学研究費補助金

### a 概要

「科学研究費補助金」とは、人文科学、社会科学、自然科学の全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い研究者による学問的意義についての評価）による審査を得て、独創的・先覚的な研究に対して助成が行われるものである。

助成は研究者に文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会から直接なされるが、補助金の管理や諸手続は研究者の所属する研究機関による機関管理が義務づけられている。

### b 監査手続

文部科学省の競争的研究資金である科学研究費補助金について、短期大学が獲得した研究案件ごとに、文部科学省及び日本学術振興会が定める応募ルール及び使用ルールに基づいて適正に処理されているか、確認した。

c 監査の結果

18年度、交付を受けたのは文部科学省交付分が1件（継続）、日本学術振興会交付分が4件（継続3件、新規1件）であり、その内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

氏名	学科・専攻	研究機関	研究費 総額	うち 18年度 研究費	研究課題名
安井教浩	多文化コミュニケーション学科 国際地域文化専攻	H16～18	2,500	1,000	両大戦間期ポーランドにおける政治的シオニズム運動の展開と変容に関する研究
高梨良夫	多文化コミュニケーション学科 英語英米文化専攻	H17～19	1,800	700	エマソンの思想と新儒教の教義との比較研究
高橋朝歌	生活科学科 健康栄養専攻	H17～18	1,200	500	芥子油由来チオヒダントイン化合物の食品中生成レベルと抗変異原性発現機構の解析
下平佳江	生活科学科 生活環境専攻	H17～18	3,700	600	過疎地域へのIT導入による「村役」の改善と高齢化に対応した地域運営システムの構築
中澤弥子	生活科学科 健康栄養専攻	H18～21	1,800	600	発芽玄米の日常的な長期摂取は人々の健康にどのように影響するか
合計			11,000	3,400	

（出典 平成18年度「科学研究費補助金」採択状況）

いずれも、交付内定通知の受理、研究者への通知、交付申請書類の提出、補助金の受領、実績報告書、科学研究費補助金支出状況一覧の提出等、一連の事務手続は応募ルール及び使用ルールに基づいて適切に処理されていることを確認した。なお、補助金は一旦、学長名義の口座に振り込まれたのち、短期大学事務局で研究者ごとに教務チームリーダー名義の口座へ振り込む。当該銀行口座は事務局が管理しており、補助金からの物品購入及びその他の支出についてはいずれも事務局長決裁を経て執行されていることを確認した。

## (エ) 教育研究費の配分

### a 概要

教育研究費は、教員に配分される研究費及び教育に必要な図書、備品の購入、大学運営のための委員会活動費等に用いるための費目であり、平成 18 年度では予算ベースで 25,504 千円であった。この研究費の原資は、外部調達である受託研究・共同研究にかかる研究費収入を除く収入である。

教育研究費は、需用費、旅費、備品購入費に分かれる。すべての予算配分はまず、教員と事務局職員が一体となって運営している予算委員会で審議され、その後に教授会の承認を受けて決定されている。

### b 監査手続

教育研究費は、法令及び規則等に従って適切に配分されているか、教授会で配分される場合、配分の決定にあたって客観的な指標等が用いられているか、研究費が他の目的に流用されていないか、以上の観点から監査を実施した。

### c 監査の結果

教育研究費の配分であるが、需用費については、まず委員会等の予算と教員の教育研究費とに分けて配分する。委員会等については年度当初に各委員会から提出された予算要望に基づいて配分する。教育研究費については、18 年度は 1 名につき、理系などの実験系の教員については 300 千円、文系などの非実験系の教員については 200 千円、という算定基準を設け、所属教員の人数に応じて、各学科・専攻に金額が割り振られた。各学科・専攻ではこの中から教育・研究用の消耗品費、教育ならびに研究用途の図書購入費を賄う。

旅費については、まず委員会等の旅費については年度当初に提出された予算要望に基づいて配分する。その残余について、教員の研究用の旅費として、18 年度は 1 名につき、助教以上は 40 千円、助手は 30 千円が割り振られた。予算の執行状況は予算委員会で年に数回確認の上、予算の過不足が生じている学科・専攻間で調整を行っている。

備品費については、17 年度に提出された 18 年度分の予算要望と、県から配分された予算額を照らし合わせ、予算委員会で予算要望の項目を精査し、重要度・緊急度が高いと思われるものから予算の範囲内で執行している。この中には、教育研究用の備品だけでなく、大学運営に必要な備品の購入も含まれる。

18 年度の委員会予算申請一覧及び実際の執行額の集計を閲覧し、大学運営以外の目的で支出されたものがないことを確認した。また消耗品費については、教員別の執行状況を閲覧し、他の目的に流用されていないことを確認した。

## ウ 委託料等

### (ア) 概要

「1. 長野県看護大学(2) 支出 ウ 委託料等 (ア) 概要」(59頁)を参照のこと。

### (イ) 監査手続

18年度の委託料の内訳を入手の上、業務の内容は委託に適しているか否か、一般競争入札及び随意契約の区分けは妥当か、一般競争入札の場合は、県財務規則に定められた方法に則って適正に実施されているか、落札率等において異常な数値は見られないか、随意契約による場合はその根拠は適正か、前年度も特定業者に委託したからという理由だけで随意契約していないか、契約書は委託内容に合致したものが作成されているか、以上について監査を実施した。

### (ウ) 監査の結果

#### a 過去3年間委託業者が同一である委託業務について

16～18年度の委託料の内訳を査閲した結果、以下の委託業務については、16～18年度において、同一の業者に委託していることが判明した。

(単位：円)

項目	契約方法	H16年度	H17年度	H18年度
学内清掃業務	一般競争入札	3,727,500	4,305,000	4,326,000
消防設備保守業務	3者見積り・随意契約	287,700	273,000	273,000
自家用電気工作物保守業務	2者見積り・随意契約	195,552	195,300	195,300
サポートサービス	1者見積り・随意契約	577,500	630,000	630,000
ガスヒートポンプ保守点検	1者見積り・随意契約	255,150	255,150	255,150
胸部X線撮影	1者見積り・随意契約	334,740	349,650	168,210
尿・心電図検査	1者見積り・随意契約	555,450	595,140	568,575
環境衛生検査	3者見積り・随意契約	147,000	147,000	147,000
受水槽等清掃業務	3者見積り・随意契約	173,250	173,250	236,250

(出典：「監査調書 委託料調」)

一般競争入札案件である学内清掃業務は、同一の業者が落札しているにもかかわらず、委託料が上がり続けており、16年度を100とすると17年度は115.5、18年度は116.0となっている。また、18年度の落札率は90.6%と、予定価格に接近している。その理由として、短期大学における予定価格の定め方が前年度実績を鑑みて設定していること、入札参加業者が情報公開により前年度の落札価格等の状況を把握していることなどが考えられる。しかし、看護大学の清掃業務が、17年度に指名競争入札から一般競争入札に切り替わったのに伴い、委託料が激減し、16年度の25,200千円に対し、18年度は9,429千円と6割以上も下落したのに比べると、状況が大きく異なっている。通常、一般競争入札を導入すると落札価格は下落する傾向にあると考えられることから、一般競争入札が有効に機能しているかどうか再検討する必要があると思われる。

さらに、残りの8委託業務についても、16年度に比べて18年度の委託料が5%以上上がっているのは消防設備保守業務及び胸部X線撮影のみで、それ以外は近似しているか18年度の方が値上がりしている。したがってこちらも一般競争入札と同様、再検討が必要であると考えられる。

なお、委託業務の契約方法については「第6章 監査の結果に添えて提出する意見」(90頁)において後述する。

### (3) 図書館

#### ア 概要

長野県短期大学附属図書館は、図書総数83,182冊、雑誌204タイトル(いずれも平成19年3月31日現在)を所有しており、平成18年度の年間入館者数は40,098名、年間貸出冊数は5,488冊(図書)となっている。年間の受入冊数は1,557冊となっている。

図書の購入にかかる毎年の予算額は、年額110万円で、うち継続購入の雑誌等が50~60万円あり、新規図書及び雑誌を購入する余地がないのが現状である。学生から新刊書及び専門書の購入要請を受け付ける仕組みはあるが、予算の制約により卒業論文等の要請を優先して行っている。また教員は各学科・専攻に割り当てられた教育研究費より購入している。

利用者は1名につき5冊、借りることができ、貸出期限は2週間である。なお教職員が研究室、事務室等において資料を利用する際は、特別貸出を認めており、1名につき10冊を、30日まで借りることが出来る。平日の開館時間は、午前8時30分から午後7時まで、土曜日は、午前8時30分から正午まで開いている。図書館の利用者は短期大学の教職員、学生(科目等履修生及び特別聴講学生を含む。)及びその他館長の許可を受けた者に限られ、地域住民等への開放は行っていない。

公費購入による図書は全て、図書館総合情報管理システムに登録し、受入手続を行う。教育研究費で購入された図書はその後に各講座のある研究室に移される。したがって図書館の図書は、館内にあるもの、貸出中のもの、研究室にて保管されているもの、の3種類に分けられる。

#### イ 監査手続

図書の管理が財務規則等に従って適切に行われているか、図書館総合情報管理システムにある図書台帳と実際の在庫の突合せ(棚卸)が適切に行われているか、所在不明の図書や延滞している図書について適切な対応がなされているか、図書の選定及び購入は適切に行われているか、研究費から購入された図書について、適切に管理されているか、以上について監査を実施した。

## ウ 監査の結果

### (ア) 図書の管理について

図書館では毎年夏季休業中に、2週間閉館して3名で棚卸を実施している。図書館2階の閲覧書架については毎年実施し、1階の書庫は毎年3分の1実施し、3年間で一巡する。平成19年8月14日現在、241冊の図書が所在不明となっており、うち20冊は前年度の棚卸終了後新たに不明となった図書である。

図書が不明になれば教員及び学生が当該図書を利用できなくなる不便が生じる。したがって図書の棚卸について、「第6章 監査の結果に添えて提出する意見」(91頁)において後述することとする。

学生及び教職員が図書を延滞している場合は、督促状を配布し返却を促している。「督促一覧」において返却された本については消し込みをしている。延滞図書については適切な対応が取られていると判断した。ただし、平成19年8月現在、長期延滞となっている図書の状況は17年度貸出分が61冊(うち、教職員が52冊、卒業生が9冊)、18年度貸出分が31冊(うち教職員が28冊、卒業生が3冊)であった。短期大学によると、卒業予定の学生に対しては卒業年度の2月から返却を求め、卒業後も返却されない場合は、家庭への連絡やゼミの担当教員を通じて返却を促しているが、4月以降返却されない場合、大半は本人と連絡が取れないケースであり、弁済を求めるのが難しいとのことである。また、教職員の長期貸出については返却を求めているとのことである。

長野県短期大学附属図書館利用細則第18条によると、「館長は、図書館資料を紛失又は著しく汚損した利用者に対し、弁償させることができる」とされている。したがって、学生に対しては2月ではなくもっと早い段階から返却を求め、返却も弁済もされない間は卒業証書を交付しない等の措置をする必要がある。また、教職員に対しても、早急に返却しない理由を確認し、先方に弁償責任がある場合は適切な処理をするべきである。

講座の研究費から購入された図書については、図書館総合情報管理システムに登録され、研究室ごとに「配架リスト」を出力しているが、毎年、研究室に配布することはしておらず、研究室保管の図書について図書館が主体となって棚卸を実施したことはこれまで一度もない。さらに各研究室に配布された図書を学生に貸し出す場合も、誰にいつ貸し出したかは、職員個人に管理を任せており、統一した様式で管理していないため、結果として行方不明となるケースが多い。

短期大学は19年9月中旬に、研究室配備の図書および、図書館の図書のうち各教員の貸出カードによる貸出図書の所在確認を行うため、各教員にリストを配布して所在確認を行った。この結果、研究室配備資料8,990冊のうち、所在確認が出来なかったものは167冊であった。また、図書館からの貸出資料603冊のうち、所在確認が出来なかったのは23冊である。したがって、講座の研究費から購入された図書に対する棚



卸について、「第6章 監査の結果に添えて提出する意見」(91頁)において後述することとする。

#### (4) 固定資産・備品

##### ア 概要

「1. 長野県看護大学(4)固定資産・備品 ア 概要」(65頁)を参照のこと。

##### イ 監査手続

土地については、土地台帳と登記簿謄本を突合し、土地が正しく登記されているか確認した。建物については、現地を实査し、建物台帳と校舎等建物配置図を突合して、建物台帳に正しく記録されているか確認した。

備品については備品台帳を閲覧し、分類及び一般物品・重要物品の区別が正しくなされているか、保管場所及び管理職員が適正に記録されているか、確認した。また、棚卸が適切に実施されているか、廃棄備品の処理は適正か、今後必要となる備品の更新及び新規取得について、適切な計画が立てられているか、監査を実施した。さらに、遊休となっている公有財産の有無を確認したほか、物品にかかるリース契約の一覧表を閲覧し、契約及び手続が法令等に従って適切に行われているか、確認した。

##### ウ 監査の結果

###### (ア) 土地及び建物

土地について土地台帳である「財産管理者別県有財産一覧表」と登記簿謄本を突合した結果、台帳面積と登記面積が異なっている土地は無かった。したがって、土地台帳に記載されている全ての土地について、適正に登記がなされていると判断した。

建物について、建物台帳に記載されている物件及び面積はすべて、公有財産管理簿と一致していた。なお、短期大学に確認したところ、平成19年8月現在、遊休となっている土地及び建物は無いとのことである。さらに現地調査によって、遊休状態となっている不動産がないことを確認した。

###### (イ) 備品

短期大学では備品の棚卸を実施しておらず、18年度末の監査調査上の備品の個数は774、19年8月現在の備品台帳における個数は815となっており、新規取得分を考慮しても、差異が生じている。短期大学では20年度において備品の棚卸を行って調査していく方針であり、19年8月現在では差異の調査は実施されていなかった。したがって、備品の棚卸の必要性について、「第6章 監査の結果に添えて提出する意見」(91頁)において後述することとする。

備品を廃棄する際、県財務規則237条で定められた「物品不用決定決議書」を起案

し、決裁を受けた後に不用の決定をしなければならないと定められている。一方、短期大学では16年度から備品管理が電算化され、内部事務総合システムに入力されるようになったのを受けて、15年度に大幅な物品不用決議を行った。しかし16年度以降、物品不用決定決議がなされないまま廃棄されている。したがって、備品を廃棄する際は、県財務規則の規定に則って、適正に「物品不用決定決議書」を起案し、承認を受けて初めて、備品を廃棄すべきである。

#### (ウ) 物品の取得及び更新計画について

短期大学では校舎と同様、備品の老朽化も進んでおり、遊休状態になっている備品も存在する。しかし大学の事務局側では遊休状態となっている備品を一元的に把握・管理していない。内部事務総合システム上の「備品一覧データ」には耐用年数の記載がなく、どの備品があとどのぐらい利用可能なかを判断する手がかりにはならない。短期大学側は現在、予算が単年度主義であることから、毎年の予算要求の段階で、どの物品購入の予算を申請するか検討するのみである。しかし長野県の財政は「第2章 長野県の財政状況」に記したとおり、極めて厳しい状況が続いている上、大学の運営予算も削減傾向が続いている。したがって、物品の取得及び更新計画の必要性について、「6 監査の結果に添えて提出する意見」(91頁)において後述することとする。

#### (エ) リース契約

18年度において、リース契約は継続案件のみで、新規契約はなかった。

### (5) 固定資産の大規模修繕

#### ア 概要

「1. 長野県看護大学(5) 固定資産の大規模修繕 ア 概要」(68頁)を参照のこと。

#### イ 監査手続

「1. 長野県看護大学(5) 固定資産の大規模修繕 ア 概要」(68頁)で記載した県住宅部による定期点検を短期大学においても実施しているかどうか、今後必要となる施設・設備等の大規模修繕の見積りが適切に行われ、大規模修繕計画に反映されているか、以上の点について確認する。

#### ウ 監査の結果

県住宅部による耐震化診断は、平成21年度に実施予定であり、平成20年2月現在、実施されていない。

短期大学の校舎は、実験室や実習室のある東棟は昭和49年(1974年)2月、教室

や情報演習室のある西棟は昭和 50 年（1975 年）3 月、講堂や教室などがある北棟は昭和 62 年（1987 年）12 月、体育館は昭和 51 年（1976 年）に建築された。短期大学付属幼稚園は昭和 40～41 年（1965～1966 年）の建築で、いずれの建物も老朽化が進んでいる。耐震化工事の時期は、耐震化診断の結果をみて決定される予定である。現在、短期大学は四年制大学化等、将来のあり方に深くかかわる問題に直面しているが、その方向性は定まっていない状況であり、建物に対する設備投資を保留しているのが現状である。しかし、建物の老朽化の進み具合及びその危険性について把握しないまま設備投資を保留するのはリスクが大きいと考える。したがって建物の大規模修繕について、「第 6 章 監査の結果に添えて提出する意見」（93 頁）において後述することとする。

なお、18 年度の工事請負にかかる契約事務として、付属幼稚園の内部塗装修繕工事の発注を行っている。当該工事の予定価格は 1,134 千円で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び県財務規則第 136 条より、工事又は製造の請負については 250 万円以内であることから、2 者から見積価格を取ったうえで随意契約によっている。工事請負にかかる書類は完備されているが、最安値の見積価格を出した業者に対する当該工事の発注価格は 1,101 千円であり、予定価格の 97.1%と近似している。したがって工事請負にかかる契約事務について、「第 6 章 監査の結果に添えて提出する意見」（90 頁）において後述することとする。

## （6） 情報システム及び設備のセキュリティ

### ア 概要

#### （ア） 情報システム

短期大学には、5 系統の LAN が敷かれており、うち 1 つはネットワークから独立している。残りの 4 つはそれぞれ異なるネットワークを構成している。メールサーバーは業者に委託し、サーバーのセキュリティ管理は業者に一任している。ネットワーク上のトラブルがあるときには、業者から報告を受けている。

17 年 7 月に「長野県短期大学情報セキュリティポリシー」を作成し、教授会の承認を経て適用している。この中で、情報セキュリティ対策の管理は短期大学「広報・メディア委員会」が行うものと定めている。

職員は県から付与されたメールアドレスを使用しており、教員には短期大学からメールアドレスを付与している。一方、学生にはアドレスは付与していない。

学内のパソコンには全てウィルスソフトをインストールしている。個々のパソコンの管理は使用者に一任しているが、パスワードにより管理することは周知している。演習室のパソコンは非常勤の担当職員が管理している。パソコンごとにアクセス権限が設定されているため、担当業務以外のデータを閲覧することは出来ない仕組みになっている。

#### (イ) 設備のセキュリティ

研究室の入退室に関するセキュリティ機能は設けられていない。個々の教員が自身で施錠管理を行っている。またパソコンが置かれている演習室は、校舎が開いている時間帯は自由に入室できる。演習室内のパソコンの使用にあたってパスワード管理は行っていない。これは短期大学のネットワークがもともとインターネット利用程度のものであるためである。

#### イ 監査手続

短期大学における情報システム及び設備のセキュリティが適切な状況であるか、検討する。

#### ウ 監査の結果

看護大学と同様、教員の研究室は上記で述べたようにマニュアルでの施錠管理となっている。教員は外出や帰宅時には必ず施錠するが、学内で一時的に研究室を留守にする場合は、鍵をかけないでいる場合が多い。研究室には学生の成績等の個人情報や研究内容等の守秘義務を必要とする情報があるため、セミオートロック式の鍵を取り付けることを検討するべきではないかと考える。

これ以外に、早急に改善すべき問題は見当たらなかった。

### (7) 明和寮

#### ア 概要

短期大学の明和寮は大学の敷地内にあり、6畳間の居室が36室ある。寮長は1名1室だが、それ以外は2名で1室を利用する相部屋となっている。トイレ、風呂及び洗濯機は共用である。

寄宿料は1人当たり月額3,000円で、全室分をまとめた金額の納付書を短期大学事務局が、寮生の自治会に対して発行する。自治会の会計担当者が全員分を取りまとめて県に納付する。これは県の収入となる。

一方、共益費は1人当たり月額8,000円で、寮生の自治会が集金し、共有部分の管理費として使用される。廊下や集会室等の共有部分で使用される水道光熱費や備品購入費などが、共益費から支払われる項目である。

各居室で費消される水道光熱費は寮生の個人負担である。設備及び居室に備え付けられた備品の修理代は県費で負担している。このように日常的に発生する経費についてはその大半を共益から支払っており、県費による年間の負担額は約200千円である。

寮の管理及び自治については、原則として寮生で構成される自治会及び寮生個人が相互に協力し合って担当している。なお、短期大学の学生指導委員、事務局、寮長及び自治会の寮生役員で構成される学寮協議会が毎年度開催され、寮の運営や要望事項

などについて話し合っている。寮の建物修繕の必要性についてもこの場で検討している。

寮の防犯としては、近隣の交番の立ち寄り所の指定を受ける一方、共益費で購入した防犯カメラを寮の玄関に設置するなどしている。

#### イ 監査手続

明和寮の管理の状況を確認し、明和寮で実際に掛かっている経費を集計する。その上で入寮者の現在の寮費の金額的妥当性について判断する。

#### ウ 監査の結果

明和寮の外観及び共有部分を視察した結果、清掃が行き届いていた。また廊下等の蛍光灯が切れていることもなく、適切な管理がなされている心証を得た。ただし、実際に寮生が入居している居室部分については寮生個人の管理となっているため、視察は行えなかった。

寮費の金額的妥当性について、現在の寮費と学生数をもとに年間の寮費収入を計算すると約 2,556 千円であり、寮の維持管理のために県が負担している金額は「ア 概要」で述べたとおり年間 200 千円である。

発生主義で考えた場合、減価償却費を考慮に含める必要があるが、明和寮が建設されたのは昭和 54 年 3 月であり、既に 28 年間経過している。したがって明和寮を建て替えない限り、寮費に減価償却費を反映させる必要はないと考える。

### (8) 短期大学附属幼稚園

#### ア 概要

短期大学附属幼稚園は、短期大学に児童科（現幼児教育学科）が新設されたことにより附属幼稚園設置の要望があったため、昭和 45 年（1965 年）4 月に設置された。定員は 3～5 歳児まで各 30 名で、職員は園長 1 名、幼稚園教諭 5 名、事務職員 1 名となっている。

保育料は県短期大学条例別表により年額 222 千円と定められているが、これは長野市内の私立幼稚園の相場の 90%相当額が目安となっているためである。

附属幼稚園の性格上、保育者養成と研究活動に積極的に取り組んでおり、保育者養成では、短期大学幼児教育学科の学生のほか、長野市内の保育者養成学校の学生を教育実習生として受け入れている。研究活動では、短期大学幼児教育学科との共同研究や、幼児教育学科以外の学生による卒業研究等に協力している。

#### イ 監査手続

少子化の中で、園児の定員確保のためにどのような取組みがなされているのか、入園児の安全確保のために、どんなセキュリティがなされているのか、また教育実習について受入人数や日数、内容等の決定はどのように行われているのかを確認する。

#### ウ 監査の結果

園児の定員確保のための取組みとしては、公開保育を開催しているほか、運動会を公開している。また子育て支援のための2歳児受入を検討している。しかしここ数年間、園児数の定員割れが続いている。附属幼稚園の職員会議において原因と対策を話し合っており、送り迎え、給食及び延長保育サービスを提供していないこと、及び園としての宣伝が足りないことなどがネックになっているのではないかと附属幼稚園側では分析している。

安全確保のためのセキュリティ対策であるが、短期大学と同様、防犯設備はほとんど整備されていない。附属幼稚園ではソフト面でカバーするため、附属幼稚園運営委員会において「附属幼稚園不審者侵入時の危機管理マニュアル」を策定し、短期大学と連携して、警察の指導を受けながら毎年5月に避難訓練を実施している。教諭は防犯ベルを所持しているほか、宿日直職員も配置している。

ソフト面では色々と工夫は見られるものの、ハード面の不備を補うには限界があると考えられる。附属幼稚園の方向性が定まった段階で、ハード面の整備を急ぐ必要があると考えられる。ただし、附属幼稚園の将来におけるあり方については短期大学の方向性によって大きく左右されることから、附属幼稚園のあり方について、「第7章 監査の結果に添えて提出する提言」（106頁）において後述することとする。